

令和4年3月7日（月曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第4日目）

令和4年第1回松島町議会定例会会議録（第4号）

---

出席議員（14名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
7番	赤間幸夫君	8番	高橋幸彦君
9番	阿部幸夫君	10番	今野章君
11番	小澤陽子君	12番	片山正弘君
13番	高橋利典君	14番	色川晴夫君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課長	安土哲君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	鷹平義弘君
水道事業所長	岩淵茂樹君
危機管理監	蜂谷文也君
総務課総務管理班長	相澤光治君
教育長	内海俊行君
教育次長	赤間隆之君
教育課長	千葉忠弘君

選挙管理委員会事務局長  
代表監査委員

中 條 宣 之 君  
丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事務局 長 櫻 井 和 也                      主 査 清 水 啓 貴  
次 長 熊 谷 直 美

---

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 4 年 3 月 7 日 (月曜日) 午前 10 時 00 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〳 第 2 議員提案第 1 号 松島町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
  - 〳 第 3 議員提案第 2 号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
  - 〳 第 4 議員提案第 3 号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書について
  - 〳 第 5 議案第 2 号 職員の育児休業等に課する条例の一部改正について
  - 〳 第 6 議案第 3 号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について
  - 〳 第 7 議案第 4 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
  - 〳 第 8 議案第 5 号 松島町東日本大震災復興交付金基金条例の廃止について
  - 〳 第 9 議案第 6 号 町有財産の無償貸付について
  - 〳 第 10 議案第 7 号 松島町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止について
  - 〳 第 11 議案第 8 号 工事請負契約の変更について  
【一級町道松島・磯崎線 (松島大橋) 橋梁外災害復旧工事】
  - 〳 第 12 議案第 9 号 令和 3 年度松島町一般会計補正予算 (第 9 号) について
  - 〳 第 13 議案第 10 号 令和 3 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
  - 〳 第 14 議案第 11 号 令和 3 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
  - 〳 第 15 議案第 12 号 令和 3 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算 (第 2 号) について
  - 〳 第 16 議案第 13 号 令和 3 年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算 (第 1 号)

- について
- 〳 第17 議案第14号 令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
  - 〳 第18 議案第15号 令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について
  - 〳 第19 議案第16号 令和4年度松島町一般会計予算について
  - 〳 第20 議案第17号 令和4年度松島町国民健康保険特別会計予算について
  - 〳 第21 議案第18号 令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について
  - 〳 第22 議案第19号 令和4年介護保険特別会計予算について
  - 〳 第23 議案第20号 令和4年度松島町介護サービス事業特別会計予算について
  - 〳 第24 議案第21号 令和4年度観瀾亭等特別会計予算について
  - 〳 第25 議案第22号 令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について
  - 〳 第26 議案第23号 令和4年度松島町下水道事業特別会計予算について
  - 〳 第27 議案第24号 令和4年度松島町水道事業会計予算について
- 

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回松島町議会定例会を再開いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、4番櫻井貞子議員、5番杉原 崇議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 議員提案第1号 松島町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第2、議員提案第1号松島町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第1号を採決します。

本案を提案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 賛成全員であります。よって、議員提案第1号松島町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第3 議員提案第2号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第3、議員提案第2号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正ということで、資料添付されてますけれども、改正理由の欄にございます部分で、この後、議案の第3号、4号にも関わってくる話ですから、あえてこの議員提案、議員提出議案2号で確認の意味も含めて教えていただきたいと思っております。

人事院の勧告制度というものについてであります。人事院の勧告制度、いわゆる、労働基本権の代償措置として発生し、昭和23年から今日まで来たわけですけれども、いろんな年次を経て、経過を経て今日まで来ているということですが、このことがいわゆる一般職たる国家公務員制度に準拠する形で、地方公務員もあるいはその中に含まれた特別職の方々、あるいは地方議員までもこの人事制度に基づいた、準拠した形ということですから、これに対しての、本来ならば提案者に聞くべきところでもありますけれども、町当局の人事の担当部局にその経緯たる踏まえた形でのお話を聞かせていただきたいと思いますが、取扱いも含めてお願いします。

○議長（色川晴夫君） 答弁を求めます。町当局ですか。議案。（「そこも含め」の声あり）

7番、赤間議員に申し上げます。答弁を提出者から求めるのか、執行部から求めるのか。

○7番（赤間幸夫君） 今、執行部と私言ったんだけど、その取扱いについて議長の裁量で話があれば、いやそれはと、何か差配いただければありがたいですけれども。もちろん議員提案は分かっての話です。

○議長（色川晴夫君） 3号、4号で絡みますということで、これは議員提案のほうなのでね。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。そういうふうになるとは思いますけれどもね。要するに、人事院勧告制度というものに、なぜに準拠した形で提案者ほか賛成者、全予定者じゃなくて4名で構成されていますけれども、そういったところでの論議した経緯等踏まえて教えていただけますか。

○議長（色川晴夫君） 5番杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 今回の条例の一部改正に関しまして、議運の中で様々な議論はありました。もちろん、人事院勧告に従うというのものもあるんですが、やはりこのコロナで大変な社会

情勢の中で、議員としてそういう立場を見せなければいけないんじゃないかという思いと、一方で様々な物価等々上がっている中で、なかなか賛成できないという方がいらっしやった中で、それでは意見が分かれています、議運として結論出さなきゃいけないので、じゃあ多数決で行いましょうということで、この議案を賛成者のみで、もちろん反対の方もいらっしやるので、そういう方はもちろん提出者ではなくて結構ですという話をさせていただいた中で、今回4名の提出ということにさせていただきました。何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。あとは発言はできませんかね。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫雄議員。

○7番（赤間幸夫君） いわゆる、改正理由欄の資料で示させてもらっていますけれども、この中の1番、改正の内容の支給月数の比較、令和3年度と4年度と比較されていますけれども、なぜに3.15か月にしなければいけないのか、0.2か月減じてやるという考え方。

この後、先ほども言いましたけれども、議案の3号、4号では0.1であったり、0.15だったりまちまちなんですね。下げ幅とか、そういったことが。これまでの人事院勧告制度に基づいて、お話し差し上げるとするならば、上げるときもあるけれども、下げるときもあるあるいはその自治体の首長の裁量権でもって今回は見送りするとか、そういったこともあり得ているのに、なぜに議案の今回の提案者はそこまで踏み入っていないくて、社会情勢等云々と言ったんですかというところなんです。

確かに、人事院勧告は社会情勢等あるいは国民の生活云々という経済活動と比較論、調整しながら、図ってそのときそのときで出すんですけれども、そういった意味で言えば一時金のこの部分に関しては4.32か月が、勧告では令和3年度の数値として統計書出ている数字なんですけれども、その辺の部分の見合いで言ったらなぜここに、松島の議会の部分では、0.2か月下げなければいけないのか、その根拠立てを教えてくださいと、私は申し上げている。そこところが説明ないと、ちょっとなあと。安易にやっているから、流れに沿ってとかだけでおっしゃるのか、それともそうじゃなくてと。あるいは町当局にその辺の実情も確認されて、そういった話になっているのかどうか。あくまで、議会運営委員会で話し合った結果としてその立場、立場で、賛成、反対。賛成できる者だけで今回は出したんだよということでしょうけれども、その辺の絡みがちょっと、不透明感があって見えなかったのであえて質問したんです。もう一度よろしくお願いします。

○議長（色川晴夫君） 5番杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） そういった話もちろんあったのは事実なわけなんです、何度もお話

はさせていただくんですが、局長から詳しい答弁をとという話はあったんですが、私は一番はやっぱり何度も言うんですが、コロナ禍というので社会情勢があるので、月数も、話はあると思う、考えはあると思いますが、皆様収入が減っている中で、やはり議員としてあるべき姿を見せなきゃいけないんじゃないかなと、その旨でこの月数も仕方ないという話はあるんですが、そこはあと局長のほうに、ぜひという話がありましたので。

○議長（色川晴夫君） 局長。

○事務局長（櫻井和也君） それでは月数のほうですね。条例の条文、本文の100分の162.5分とするということで、そこで、0.1月分ということになります。その分に関しましては6月期と12月期で0.05月分下げますよと。資料に書いているほう、調整、おおむねと書いておりますが、こちら昨年12月分、本来落とすべき分0.1月分を調整しますよということで、附則に書いております。そちらの分も6月期で落としますということなので、そちら、資料では、申し上げます、おおよそで1.525月、大体0.15月、大体そのぐらいになりますよという表記で資料は作成しております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） はい。人事院勧告制度で令和3年度の人事院勧告を令和4年6月に実質は、そういった削減を勧告どおり実施していくと、流れだということなんです。社会情勢もコロナ禍によって国民生活が著しく疲弊されているあるいはそういったことで、中小企業者関係もそうです。そういったことも踏まえてということで、この間、国会中継とかいろいろ傍聴させてもらっていると、一方では、いわゆるそういった社会情勢を反映して、労働者の賃金を上げよう、上げようと、そういうふうに国は動いているわけですね。片や、こういったことでの人勧に基づいて、期末勤勉手当等は下げて云々という話でしたけれども、何かこう相矛盾する、上げなくてもいいものを上げて、下げなくて駄目なものも下げないでという形のときもあるわけですから、それはやはりそのそれぞれの声の大きさなんでしょうけれども、最終的には。そういったことも判断を踏まえて見た場合に、それらも踏まえて論議されたのかなというところを確認したかったから聞いたんです。以上、大体分かりましたので、理解しました。

○議長（色川晴夫君） 質疑、あとはございますか。今野議員。

○10番（今野 章君） 10番今野でございます。

私は簡単な質問ですので、よろしくお願ひしたいと思いますが、1つは今回の期末手当関係の減額調整はするわけですが、それぞれ議長さん、副議長さん、議員と、3つ報酬の

形態ありますので、それぞれどれぐらい6月の調整の際に減額になるのか。減額の額をひとつ教えていただきたいということでございます。

それからですね、12月5日投票で議員が改選をされているわけですが、改選をされて、継続といいますか、本来リセットですから、1回退職したことにはなるんだと思うんですが、お辞めになった方と再選された方というわけですが、お辞めになった方からも減額調整の部分を徴収することになっているのかどうかです。その辺について、2点ほどお聞きをしておきたいと思います。

議員報酬ですから、議員報酬については、我々議会がお互いにお話し合いをして決めると、こういうことになっています。職員の給与とはまた別な形での報酬という、私は考え方だと思っておりますので、その辺については、私なりの考え方で賛成、反対ということは示してはいきたいと思いますが、今お話しした部分について、お聞かせをいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 局長。

○事務局長（櫻井和也君） 質問、お答えさせていただきます。順番逆になってしまいますが、まず今回、当選されなかった方、辞めた方の議員さん方ということなんですが、こちら、附則にも書いていますとおり、令和3年12月期に支給された期末手当といううたい文句というか、そちらになっていますので、基本的には12月期頂いている方、継続して6月期も頂く方ということで、そこで調整されますので基本的に新たに議員になられた4名の方につきましては、調整の減額はありませんと。お辞めになった方、当選されなかった議員さんに関しましては、基本的に6月期は頂かないと、期末手当は支給されないという形になりますので、そちらのほうは減額の調整からは外れますということになっています。

国でも辞められた方から、遡って徴収しなさいということではありませんので、条例に基づく中身ですと、今言ったように令和3年12月期もらっている、さらに今年6月期もらう予定の議員さん方限定ということになります。

そしてもう一つが、金額なんですが、ざっくりでよろしいですか。よろしいですね、議長職に関しましては、大体7万3,000円ぐらい。副議長でまず3万2,000円ぐらいです。議員さんだと3万円弱というのが、まず金額にはなります。そちらのほうは調整分も含めて、調整分がその額で、逆に、プラスして、その半分の額が今年の6月期と12月期で減額になるという形になります。以上です。

○議長（色川晴夫君） 以上です。今野議員。

○10番（今野 章君） それで結局、継続して6月も期末手当をもらう議員からは減額調整分を頂きますよと、こういうことになるんですが、一回12月で退職したということにはなるんだと思うんです。そうすると、ちょっと若干この不公平感といいますか、そういうものを私としては感じるわけでありますが、それは国の指示がそういうものだから仕方がないと、こういうことになるのかどうか。本来は、そういうことではないというような気がするんですが、いかがでしょうか、その辺は。これは、局長じゃなくて、提案者に聞いたほうがいいのかなと思いますけれども。

○議長（色川晴夫君） 5番、杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） そういった議論も、議運の中でもありました、確かに。今野さんもその場にいたと思うので、やはり遡ってというのはいかななものかというのも、理解はしています。すごく苦渋の決断ではあるかなと皆さん思うんです。ただ、これは国が決めたことというのものもあるんですが、致し方ないと言っちゃうと、それは議論にならないのかなとは思いますが、ただ何度もお話しするんですが、やはりこういう社会情勢の中で、苦しい立場の方がいらっしゃる、もう多数いらっしゃる中で、議員としてどういう姿を見せていくかという、一つがこれだと、私の中では思っていますので、ぜひご理解いただいてそこは皆さん議員の皆様、各判断、もちろんなるんでありますが、ぜひご理解いただきますよう改めましてお願い申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（色川晴夫君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議員提案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数であります。よって、議員提案第2号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

## 健康を守るための意見書

○議長（色川晴夫君） 日程第4、議員提案第3号安全・安心の医療・介護・福祉を充実し国民のいのちと健康を守るための意見書についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、討論を終わります。

これより議員提案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員であります。よって、議員提案第3号安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのちと健康を守るための意見書については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第2号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。なしですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員であります。よって、議案第2号職員の育児休業等に関する条

例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第3号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第3号松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員であります。よって、議案第3号松島町長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第4号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。4番櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 4番櫻井貞子です。職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の意見を述べます。

○議長（色川晴夫君） 質疑ですから、質問でございます。

○4番（櫻井貞子君） ごめんなさい、質問いたします。

今まで経験のしたことのない新型コロナウイルス感染症の対策の先の見えない中、職員の皆様は住民サービスの先頭で、通常業務のほかにコロナ対策とご苦勞されております。こういう中で、職員の皆様を守るという考えはないのでしょうか。ご質問いたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 確かに今、コロナ禍の中で、職員が非常に頑張っている中で、給料については守るべきじゃないかというご意見かなと思いますけれども、我々公務員、国家公務員のいろんな人事院勧告を、準じてというよりも鑑みてなんですけれども、その辺を見て今まで上げるとき、下げること対応しております。そういう中で、やっぱり国と松島町で人事院勧告、そういうのはございませんので、国のものを準じてというよりも鑑みてやっております。今回、そういう中で国としても、こういう世の中でもありますけれども、結果としてこのような結果であります。それを受けて、松島町も一緒に取り組んでいくと、今回の見直しに取り組んだということでご理解いただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁終わりました。続きまして、ありますか。櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） ぜひ、令和3年度の期末手当の部分を今年度の期末手当に減額する。不利益という部分についてはやはり、あくまでも職員を守るというスタンスに立っていただきたい。さらに、コロナ禍で、福祉、医療、そしてエッセンシャルワーカーの皆さんの手本となる町の職員の皆さん、非常にそういう意味では、皆さんに頑張っていたいただきたいという部分も含めて、質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑、質問ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。私からは、一般職の職員、いわゆる地方公務員たる役場の職員の皆さんに対してということで、今回提案されているわけですが、経営的立場にある町長からのお話も聞かせてもらいたいなと思っているんですが、町長が判断に至る上で、何ら国の人事院勧告制度だから、人事院勧告が出たからとして、それは鑑みてということで副町長がお話しされていますけれども、準拠してそこに何ら思いも何も感じずに入れられてるんですかというところを、さりげなく町長の考え方として聞かせていただければと思いますのでまず、質問させていただきます。

○議長（色川晴夫君） 答弁。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 赤間議員からさりげなくと言われましたけれども、この件に関しては、相当数悩みました、正直。まず、議会の立場の議員さん方の考え方、まず議会にまず委ねようと、それからうちの職員、それから我々特別職、それからあと会計年度職員、こうあるわけであって、どういう対応をされていったほうがいいのかということで、全体的なものの考え方をやっぱりある程度整理しなくちゃならない。県の町村会の立場もあるので、そちらの県の町村課との話合いもさせていただいて、県内の自治体の考え方をどういう統一してくかという立場上もありますので、そこらについても情報収集を図ったと。

ただ、宮城県内にしても、昨年12月でやっている自治体、柴田町さんはじめでございますので、そういったところはもうやっているというところもあるので、今回追従するような形になるのが一番いいのではないかということに対して、本町もそれに倣うということでうちの今回の提案となっております。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 今、町長からそういった答弁いただいたわけなんですけど、私はかつて前回、前々回かな、町長が県内の町村会の会長を仰せつかり、今度は各類似団体、あるいは先進都市等を踏まえて、いろんな情報を得られる立場になっていいなと思いますし、今回いみじくもそういったことの観点から見れば、県内の21自治体ぐらいなのかな、町村関係だと、そういった自治体の動きとか、そういう態度、つぶさに情報収集もでき、そして松島町の職員の給与実態等も把握するならば、せっかく12月上旬で来れたんだから、このまま過ごしてもらえばな、いい町長だなと私は思ったんです。いかんせん、そうはいかずしてずっと今上げられた。答弁で大体その気持ちは、苦渋、大変な思いして悩んだなとは思いつつも、やはりその辺の裁量を、もうちょっと町長には、対外的な町民から聞かれても、やっぱり職員は一生懸命頑張っているんですよ、このとおりのところを、思いの丈を話してもらえたらなという思いでしたので、あえて聞きました。以上、分かりましたので、結構です。

○議長（色川晴夫君） 質疑者、10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野でございます。まず、第1点目ですけれども、期末手当引下げに伴う減額調整をおやりになると、こういうことであります。一般職と再任用職員といるわけですけれども、減額調整額それぞれ幾らぐらいになるのか。また、1人当たりになると、それぞれ幾らになるのか、平均値、教えていただきたいなと思います。

あと、会計年度職員もいるわけですけれども、この辺の期末手当に対する考え方というのは、どういうふうになっていくのか、お答えいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、一般職、常勤のほうですけれども、額的には、ちょっと平均というよりは、8,200円ぐらいから約7万3,000円の間で、それぞれ給料月額違いますので減額。特例措置として減額になりますと、あと再任用職員につきましては、これは若干ばらつきはありますけれども、大体2万3,000円から3万円の間で特例措置としての減額調整になります。あと、会計年度任用職員については、今回減額の特例措置の対象には、松島町はしておりません。通常の期末手当の率の本則の引下げは、職員の給与に準じることになりますの

で適用になりますけれども、減額は対象にはしておりません。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。再任用職員の皆さん2万3,000円から3万円ぐらいの間で減額になりますよということなんですけど、私は思うんですけども、給与条例で決まっていることだと言われれば、仕方がないのかもしれないんですが、再任用職員の皆さんというのは、そうでなくてもほぼ給与そのものを、現職のときと比べるとかなりの率で下がっているし、期末手当の率自体も現職の6割ぐらいに収まっているわけです。非常に低いところで仕事を、私はされているんだなと思っているんです。ここまで、引下げが本来必要なのかと。再任用職員いじめみたいな話になるんじゃないかという思いが、見ていてするんですが、その辺はいかがですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） これも、先ほど町長がちょっと答弁したとおり前段に、いろんな庁舎内でそういう議論をさせていただきました。そういう中で、再任用職員、確かに職員であったときと手当とか全然違うわけでありましてけれども、やっぱりこれは我々と一緒に、今の流れにやってきて、我々の審査と一緒にやってきて、そういう位置づけでの再任用もされているということを踏まえ、確かに額的には落ちるんですけども、そういうことを踏まえて我々もそういう結論を一応させていただいたと。確かに下がる、下がるんですけども、判断としては、我々と同じ位置づけの中で、対応を考えさせていただいたということになります。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） そういう考え方だと。私はやっぱり日頃からそういう状態で働かせておいて、ここまで引き下げる必要性があるのかなと、私は思います。そこだけお話ししておきたいと思います。

それから、今年度退職される職員の方もいらっしゃるかと思うんですが、あまり数は多くないですけども、再任用になるのかどうかも含めて、その辺分かりませんが、お辞めになる職員、退職された場合はこれは減額調整なくて、再任用された場合は減額調整になると、こういうことでいいのかどうかだけ、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今、議員さんがおっしゃったとおり、退職して再任用しない方はそのまま。そこから返却とかということではありません。引き続き再任用職員になる職員の方

については、6月期から特例措置として減額措置が適用されるということです。今申し上げました内容は、国の法律に準じた内容ということになります。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 何でもかんでも国の言うことを聞けばいいということでは、私はないと思っているのね。今回の人事院勧告に基づいて、引下げをやっていないところもあります。たしか、石川、あと青森だったかなと、何か所か、県レベルでもあるのではないかと考えているんですが、それで均衡原則の運用というのがありますよね。これは平成18年に見直しされて、やっぱりそれぞれの自治体の状況をきちんと勘案しながら、職員の給与を考えなさいと、言ってみればそういう趣旨のことが、見直しの中で出てきました。ですから、均衡原則の運用をしっかりおやりになれば、ということも含めて考えれば、必ずしも給与の、期末手当の引下げということを行わなくてもよかったのではないのかなと、こんなふうに思っているところです。

特に、今回の給与条例の改正というのは、令和3年度の期末手当の中で余分に支給したんだと、こういう理屈になるんだと思うんですが、その部分を令和4年度の6月の期末手当から減額調整すると、こういうことになるわけですから、そういう意味でいうと、既に受け取ったものを後から返してもらいますよという、言ってみれば不利益不遡及の原則に反するのではないのかなと。これはいろいろ理屈があるんだろうとは思いますが、私はそのように思っているんですが、そういう考え方についてどんなふうに考えられているのか。その辺についてお聞きをしておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今、ちょっと均衡の原則が出たんですが、他県の状況までは私は把握はしていませんけれども、少なくとも12月の段階では、宮城県と仙台市、それからそれ以外の6つの市と町までは、県内では県も含めて8つの団体が既に今回の引下げを、条例改正を行ったということで、それ以外の自治体でも現時点で知り得る範囲では引下げ、あと減額調整をしないという自治体はないとは聞いています。最終的には、必ずしもこの3月定例会に条例を出すというところだけではないようですので、今の時点で確定ではないかもしれませんが、今得ている情報としては、宮城県内は同様になされると理解をしています。そういう意味においては、町としても準じる形でいいのかなとは思いますが。

それから6月の特例措置として、令和3年の人事院勧告に相当する額を減じるということになるんですが、これは確かに気分としてはあまり、決してうれしく思っている人は誰もいま

せんが、国は今のちょうど国会に国家公務員の一般職と特別職の法律を提案をして、今審議中なんですけれども、法律が通ればそれはそれとして、法令上は問題のない措置になってまいりますので、同様に条例においても法律に準じた特例措置を設けて、それが有効に条例ということになれば、それはそれで法令上の問題はないと。ただ、感情的には、確かに1回ももらったものを返すような感じにはなるんでしょうけれども、あくまでも私、議運の中でも言ったかもしれませんが、令和3年度と令和4年度の2か年でトータルで考えれば、プラマイゼロというか、決して損得の話ではないと。先ほど、副町長も申し上げたんですが、やっぱり上げるときは上げるけれども、下げるときは下げないというのなかなか、社会情勢的にも理解はいただけないのかなと、逆の意味で。と思いますので、あくまでも、今回はやむを得ない措置として条例を提案しているということ、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 不利益不遡及だという大原則が、まずあるわけですよ。見かけなのか、実質なのか分かりませんが、分かりません、私も。でも、私から見ると、明らかに不利益の不遡及だと言える内容だと思うんです。ところが、それが国会で決めたから、法律が通ったからということになったら、それは不利益不遡及に当たらないんだというのが、多分今の議論だと思うんですよ。こんなにおかしいことは私はないと思うんです。こういうことは、法律通ったら何でもやっていいことになっちゃうわけです。だから、これまでの大原則がここで全部打ち崩されることになるわけなので、私はこういうことは絶対やってはいけないことだと、こう思う次第ですが、総務課長、そう思いませんか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 多分、国もやりたくてやっているのではないと思います。あと、多分今まで初めて、町としては多分初めてだと思うんですけれども、国としては東日本大震災のときにも、地方公共団体には影響はなかったんですけれども、平成23年かなんかもやっぱり年内に法律が通らなくて、結果的に年明けに通って次の年の6月期から、あのときは多分給料の月額調整だったと思うんですが、同じような措置がなされたという経緯はあります。

何度も申し上げますけれども、やむを得ないということで、2か年度トータルでご理解いただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） これはあと平行線になるんでしょうからと、もう一つだけお聞きをしま

すけれども、言ってみれば、先ほどもどなたかおっしゃっていましたが、日本経済というのは非常に今低迷、低空飛行の状態になっているわけです。本町職員をはじめとして、多くの働く皆さんの賃金の引上げというのは、もう内需を拡大していく上でも大変重要なファクターになっているわけで、岸田総理もそういう意味ではこの賃金引上げということに触れざるを得ないし、そういう中であって保育士だとか介護士だとか看護師だとか、そういう皆さんのいわゆる社会的なケアを行うケア労働者の皆さんの賃金を上げようということで、今始まっているわけでしょう。

私はそういう意味では、やっぱり本町の職員も一生懸命になって、コロナ禍の中で働いているという状況があるわけですから、これを引き下げることが果たしていいんだろうかと。しかも、最近の状況というのは、もう食料品などの物価は上がるし、燃油関係、エネルギー関係の電力の料金だとか灯油だとか、そういうものもどんどん上がっていると。ウクライナの戦争が始まって、これはさらに上がっていく可能性が出てきているわけです。そういう中でこういう減額調整措置を行うことが本当にいいんだろうかとも思うわけでありましてけれども、その辺についてどう思っているのかです。

同時に、公務員の給与というのは、町内町外含めて働く皆さんの給与水準に、大きくやはり影響していくものだろうと私は思うんですが、やっぱり公務員の給与が下がってしまえば、逆に民間にも大きなマイナスの影響を与える可能性もあると思うんですが、その辺についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長、

○総務課長（千葉繁雄君） 今回の人事院勧告としては、民間比較として期末手当、要はボーナスが年間0.13月分公務部門が上回ったということで、逆に言うと民間に合わせますよと、月例給についてはほぼ同じでしたので、月例給については引下げをしませんということで、公務部門分が下がるというよりは、どちらかというとな民間に合わせたということで、私は理解しています。

○議長（色川晴夫君） 質疑よろしいですか。（「はい」の声あり）そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野です。議案第4号職員の給与に関する条例の一部改正は、昨年

8月10日の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に本町職員の期末手当を年間で0.15か月、また任用職員では0.1か月分を、それぞれ引き下げる内容であります。この人事院勧告は、コロナ禍での町職員をはじめとする自治体労働者の働きや、奮闘に応えるものになっていないと考えます。むしろ、モチベーション、やる気の低下を招くものではないかと思えます。

また、期末手当の引下げ分に相当する額を、今年の6月分の期末手当から減額し、調整することにしてあります。これは、既に受け取った手当に対して遡及し減額するもので、不利益不遡及の原則にも反すると考えます。このようなやり方を許すということになれば、不利益はいつでも遡及できることになり、絶対に行うべきではありません。しかも、岸田総理は看護や介護、保育など現場で働くケア労働者の当面の収入を引き上げる経済対策を打ち出しておりますが、公務員の賃金引下げはこうした政府の方針にも逆行をするものと考えます。

現在の低迷する日本経済、格差が拡大し続ける社会の状態と、食料品や燃油など物価高騰に苦しむ国民生活の実態を見れば、働く者の労働者全体の賃上げにつながる方策こそ必要なんだということを申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成の発言を許します。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） それでは賛成の立場から討論をいたします。このところ、様々なものが値上げされております。そういった中で、期末手当の減額を行うということは大変なことではございますが、現在まで人事院勧告に遵守した経過もございます。ときには人事院勧告に従い、手当の引上げを行ってまいりました。引下げだけ行わないというのは道理が立ちません。令和3年度末分の減額調整においても、手続上の問題があつて遅れてしまったことはあつてはならないことだと思いますが、本来の姿に戻すことであり、信義を重視すべきものと考えております。賃金の引上げについての議論は、また別の議論だと思っております。その議論はきちんとしていただくことを期待し、以上のことから賛成の討論とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） ゆっくり、そのまま立っててください。起立多数です。よって、議案

第4号職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第5号 松島町東日本大震災復興交付金基金条例の廃止について

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第5号松島町東日本大震災復興交付金基金条例の廃止についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員であります。よって、議案第5号松島町東日本大震災復興交付金基金条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

ここで、傍聴のお申出がありますので、お知らせします。■■■■■さんでございます。

---

日程第9 議案第6号 町有財産の無償貸付について

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第6号町有財産の無償貸付についてを議題といたします。

提案理由が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。5番杉原崇議員。

○5番（杉原 崇君） 5番杉原です。1点お聞きしたいんですが、今回、無償貸付けの部分含めまして、資料2番の青い点線部分。前回、無償貸付け入って3月31日まで、含めない、すみません。

今回の無償貸付けに含まれています前回無償貸付け分、青い点線、資料2番。これが令和4年3月31日までということになってはいますが、この取扱いというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） こちらにつきましては、前回無償貸付け用地896平米につき

ましては、令和4年3月31日で契約の終期を迎えます。ですので、そちらについては終わりになります。今回、議案のほうで提出しております内容としましては、令和4年4月1日から、新しく貸付けを行う135.29平米について契約を結ぶという内容となっております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） ということは、元に戻して町のということになりますかね。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 既に、現地のほうは駅前広場の復旧、整備を完了しておりますので、今回の前回まで貸していた部分の差引きについては、町の所有と管理ということになります。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） どうして聞いたかという、この広場、大きくはなったんですが、駐車場です、観光バスとタクシーの駐車場があるんですが、一般の方の駐車場がないです、見てみると。なので、ここにこうできないかと思って、そういった計画というものはあるんですか、この中で。

○議長（色川晴夫君） 答弁。佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今回のラインにつきましては、一旦旅館組合、交通事業者、公共交通事業者との協議の中で、前回の姿に戻すというところで計画されたものでございます。復旧事業でございますので、今後の一般駐車場も含めた新たな駅前整備については、地元の意見も聴きながら今後、改修について検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。続きまして、3番、櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 資料2の今回、緑の部分となっているんですけども、この緑に着色された以外に、今後貸し付ける計画というものは何かあるんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今回資料としてお出ししているこの緑の着色部分のみ、貸付けということに計画しておりまして、それ以外はございません。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私も松島海岸駅に行ってきたんですが、外トイレが今回ないと、改札の中にトイレがあるということで、観光客などには大変不便を感じるのではないのかなと考えております。そういった計画はないのか。もし、外トイレの設置する計画はないのか、もし

そんな計画があるならば、設置するのはJRと町のどちらなのか、そういう話合いが行われているのかお聞きいたします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 駅を利用して松島観光に来ていただけますお客様については、駅のトイレの利用をご案内しているところでございます。また、外部からの使用については今のところ、外トイレはございませんので、駅員の係の方にお話ししてもらえれば、トイレだけの貸出しは可能ということになってございます。

今後の外トイレの建設については、今のところ検討はしていないというところでございます。以上です。

○議長（色川晴夫君） 3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひとも、一般のお客様が、やはりトイレというのは一々駅の人に尋ねてというのだと、大変不便をかけると思います。ましてや、あそこに喫茶コーナーとか、そういうのが建設されている中で、トイレどこですかという部分に多分なっていくのかなと思いますので、ぜひともそういうことはJRと話して、今後解決していただければなと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 要望でよろしいんですね。（「はい」の声あり）そのほかにもございますか。7番赤間幸夫議員

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間でございます。まず、一つ一つ聞きたいと思っておりますけれども、今回無償貸付け用地は、令和11年4月30日まで契約期間として貸付けすると、JR東日本はその用地をあくまで、事業用のいわゆる借受け財産として計上するんだと思うんですけども、そういったことも含めれば使用収益と利益を得るわけですね。ですので、なぜに無償でその11年まで引っ張るんですか。というの、素朴な疑問としてお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今回の無償貸付けにつきましては、こちらの用地はもともとは宮城県の用地でございました。今回のこの駅舎整備につきまして、乗降人数3,000人未満の駅を何とか改修したいということで官民、宮城県と松島とJRで包括連携を結びました。その中でこちらの拡大する用地の提供について、宮城県側から町のほうに無償の譲与がありまして、その中を活用していただきたいと。当然、借地として利益を得るのであれば、宮城県の用地にしたままで宮城県が利益を得ればいいという検討もありましたが、包括連携協定の中で三者で何とかいい形がつかれないかということで、宮城県から町に譲与を受け、町から

J Rに貸すと。貸出し期間10年間は、土地を松島の土地から第三者に譲与をしてはならないということがありますので、今の打合せの中では、令和11年4月30日までは、町からJ Rで無償でお貸しをし、その後J Rに無償の払下げということに計画しているものでございます。以上です。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 宮城県と松島町とJ Rさんとの三者協議で、特に宮城県からは松島町に対して今後10年間は譲渡等してはいけませんよと言いながら、町の名義に現在なっているわけですね。10年過ぎた暁も去ることながら、その間、11年まであと7年ぐらいですか。J R東日本さんは、ほかのJ R駅関係も見てもそうなんですが、地元でお膳立てした財産を持って、いわゆる使用収入等利益を得ているわけですから、そこを無償にする部分について宮城県と松島の間で、松島の財政状況からも今後のことを考えると何とかひとつ、ある程度減免措置をしたとしても、有償で貸す形とかという論議はなかったものなんですか。そこはどうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） J Rの駅舎整備につきましては、今回松島海岸駅は特異なパターンでございます。他の全国の自治体の例を見ますと、駅舎整備については地元自治体が相当分を、9割、10割に近い負担。品井沼駅の1つ下り、鹿島台は大崎市が全額出しています。国府多賀城、あとは仙石線の多賀城駅についても多賀城市が出しているという流れの中で、今回は包括連携を結び、3分の1ずつにしましょうという流れをつくりました。当然、その中には土地に関しましても、宮城県、町として協力をするというので、J Rが3,000人未満でも今回実施に踏み切っていただいたということの経緯がありますので、ご理解いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） それぞれの自治体のまちづくりにおいて、駅というのは重要な財産というか、それを国鉄時代は特に地元自治体が、もろ手を挙げて賛成しお膳立てをし、そこに設置をします。いつの頃か、国鉄から今のJ R東日本に切り替わってからは、もう本当に地元の町、町の顔とすべき駅が、申し訳ないですけども、例えば松島駅とか見ましてもですけども、なかなか自分たちの領分はうんと磨いて整備もしますけれども、それ以外は手をかけようしない実態を見たときに、お客さん相手にしているはずのJ Rさんがそれでいいのかというところがありますから。そういったところを見れば、ある程度有償にしながらも、

あるいは一定の条件をつけながらも、町の管理下に、町でない、JRさんの管理下に置かれたらその管理の行き届きも含めて、旅客、お客様の管理の面も含めて何とかひとつ、いわゆるサービスの一端として、いろいろお掃除業務も皆含めてですけれども、そういった部分も含めて委託を、町がするべきじゃなくてやってもらえとか、そういう代替的な行為も含めて話合いの俎上で、今後11年、令和11年まではそうなるんだという細かな部分の話までされて決めているんだろうなという思いだったから聞きました。話の向きは大体分かりましたので、理解しました。

○議長（色川晴夫君）　続きまして、質問。今野　章議員。

○10番（今野　章君）　今野です。本当に、JRさんのやり方見ていると、民間企業でなくてもよかったのかなという気がするのね。本来国有だったわけですから、そういう流れでやってもらったほうがよっぽどよかったのかなと思っているんです。何かやろうと思うと、本当に地元の自治体がいろんな形で費用を出して負担してという、このパターンになっているわけなので、非常に残念な形だなと思っています。結局は、民間企業であるJRさんのもうけを、いかにして保障していくのかということになっているような感じにしか見えなくなってくるんですね。そう言うと大変申し訳ないんですけども、そんなふうに見えてしまうんです。だから、このやり方が果たしてこれでいいのかなという思いは、私もしているところでございます。理解しないわけではないんですが、そういう思いで見ているということだけまずお話をして、今回この土地は全体で40.9坪ですか、お貸しするんですよね。ここの土地の評価なり、実勢価格というのはどのぐらいになるのかなと。今回、無償貸出しということなんです。お売りになるとき、現在の価格で大体どのぐらいになるのか。貸付けをしようということになれば、町の条例でいけば実勢の価格の4.5%ですか。これに乗じてやるということになると思うんですが、貸付けの月当たりの費用というのはどのぐらいになるのか、その辺についてちょっとお聞かせをいただければと思います。

　あともう一つ、県から譲渡された物件であって、それを10年間譲渡してはならないということだということで、その後はさらにJRさんに無償で差し上げるんですか、今のお話ですと、そういうことになっているようなんですが、それは果たして正解なのかなという思いもいたします。私は、海岸駅前の、県から無償譲渡を受けますよと言ったときにも申し上げたんですが、無償譲渡というか、ただより高いものはないということで、無償譲渡を受けた土地というのは結局町が管理をして、これから費用をかけて管理をしていかなくちゃいけないということになるんだと思うんですね。そうしますと、無償で頂いたからといって無償で譲渡す

るのが正しいのかと、こうも思うんでありますが、その辺についてお答えをいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず、一つ一ついきます。実勢価格はあくまで参考値にはなりますが、1平米約5万円程度でございます。（「聞こえなかった」の声あり）それに、町の条例で貸付け面積を掛けていきますと、今回、135.29平米を掛けていきますと年額39万円程度と、月額12で割りますと月当たり3万円程度の金額になるということでございます。

続きまして、先ほどの無償での貸付けということの経緯につきましては、これまでも、答弁の繰り返しにはなりますが、地元自治体、もともとの宮城県からJRのほうに、何とかこの海岸駅を整備を実現させたいという思いから、町のほうに一旦譲与を受けて、町からJRにという流れの中で、国を動かしJRを動かし、実現した駅舎整備事業でございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） いろいろ国を動かし県を動かしということで、いろいろ努力されてきた経過は私は、もちろん理解していますけれども、本来であれば民間企業としてのJRがお客様のサービスとしてやらなくてないものを、国や県あるいは自治体の力も借りてやったんだと、こういうことでもあると、私は思うんです。ですから、何かJRにやってもらった、やってもらったというだけでは、ないのではないかと思いますね。ですから、もうどこまでもJRに無償で、あるいはただで差し上げると、こういうことでなくていいのではないかなと思うんです。だから、どうしてそこまで無償で、無償でとになってしまうのか、私には理解できないんです。もう少し理解できるように説明してほしいんです、見解の相違と言われるのかな。どうなんでしょう。

もう少し、今のお話で月額3万円ぐらいで貸し出すとすれば、貸出し料金もらえるわけでしょう。町長は、どこに行ってもとにかく金がないんだよとお話しするわけだから、やっぱりそうやって少しでも町の収入をつくっていくというのは、大きな仕事なんだろうと思うんです。

私も計算してみたんです。大体、松島海岸駅周辺の公示地価って14万6,281円だと。これ、公示地価だから、多分これは実勢価格の8割程度なのではないかと思う。そうしますと、実勢価格は、多分18万円とか19万円ぐらいになるんだろうと思うんです。これ、14万6,280円で計算すると、今お話しされたように大体3万6,000円ぐらいになりました。3万円よりは若干

高いんです。ところが松島海岸駅ですから、周辺ではないのもっと高いところを探してみました。松島海岸の町内の89の1だったか9という場所です、多分、独まんさんかたいかん亭さんか、そのあたりだと思うんですが、そこは公示地価が23万7,000円ぐらいなんです。もっと高いわけです。そうしますと、月額貸出し額とのはもっと高くなって月5万円とか6万円とかという金額に多分なるのではないかと思うんです。年間の額にして、四、五万円なら大した額でないだろうという考え方になるのか、それともそれを重要な町の財源として考えるのかということもあると思うんです。

だから、なぜ無償なのかというのは、私にはいま一つ理解できない。一般の町民の皆さんにはしっかり財務規則に基づいて貸出しをしているわけでしょう、貸すときは。だから、JRはなぜ特別なのかというところを、もうちょっと分かりやすく理解できるように説明をしていただければと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） JR特別、どういうわけかという話なんですけれども、まず前段にあそこのJRの松島海岸駅の整備については、私が役場に入ったときからもう長年の課題で来ているわけです、JRとの協議で。結果的に実施に至らなかったわけであります。そのときのいろんな課題というのは、いろいろあります。最終的にできなかったのは、町の費用を出せということが大きな課題だったのかなと。それが松島に力がなかったことも、途中で松島海岸駅でなく、費用的に安い松島駅、本線、こっちですね、松島駅というところにも一時ちょっと考えたこともあったという経緯があります。

そういう中であっても、どうかしてあそこのところにそういうエレベーターとか、そういう施設バリアフリー化をしないと、リニューアルをしないとという思いがありまして、そういう経過の中で結果的に宮城県とJR、町ということで事に至ったと。そのときの土地の問題。

JRは民間だけれども、今までの経過で首を縦に振っていただく、財源的にJRも3分の1出していただくという、そういう縦に振っていただく経緯を進めていく中で、土地の問題、その中で宮城県は町に無償であれするから、10年間町も無償で対応しなさい、それもまた別みたいな話されているわけなんですけれども、そういう一つ一つの思いを今回、結果的に最終的に、土地の無償賃貸という形になりましたけれども、そういう経緯の中で松島海岸駅を実現に向ける一つの流れとして、ここまで来たということで、ちょっとこの辺はご理解いただきたいと。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 大変苦勞されているいろいろ調整されてやってきたのは、私も理解はしますけれども、先ほど言ったように、県から無償譲渡されたときに、事後の管理費もかかって大変になるんじゃないですかということを申し上げているわけ、私は。だから、これからもかかるわけです、これ。ここの管理、無償譲渡を受けた土地含めて、町のものでありますから、ここの管理費は、ずっと駅にこの後かかっていくわけですよ。そのためには、無償譲渡だということではなくていいのではないかと。むしろ、無償譲渡受けしないで、宮城県にその駅舎の部分については無償で譲渡してもらったらよかった、そのままでよかったんじゃないかという話になるのではないかと。頂いたんだとすれば、やっぱりこれから町としては、その分余分な管理費がかかっていくわけです。その分については、やっぱりしっかりと、財政的な収入を求めていくという姿勢になるべきではないかと思うんです。

だから、その辺がいま一つこう、流れは分かりますよ、話聞いたから分かりますけれども、そういうことで言うと何を決めたのかなと、最初から県の土地のままです仕事をしてもらえばこんな議論をここですする必要もなかったと思うんですが、その辺どうだったんでしょう。県の土地のままでは駄目だったのかどうか。無償譲渡を受けたときの話に戻ってしまいますけれども。そのまま話が進まなかったということなんですか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 宮城県からその土地の扱いについて、県庁内部でも様々ご議論いただきました。県の内部の規則の中では、県条例の中では無償譲渡ができないという流れの中で、一旦町のほうに譲与を受けて町から無償貸出しという流れをつくりましょうかということで、三者の中で打合せを重ねてまいりました。こちらの駅前広場の管理につきましては、この駅舎整備の事業が始まる前から、宮城県と町とで管理の協定のほうを結んでおりまして、管理については以前から町で管理させられて、管理している土地でございました。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 宮城県条例でできないことを、何で町にやらせるのかということなんですよ、だから。宮城県条例でできないんでしょう。それを町に下ろしておいて無償譲渡させよう。県とJRで何かあったんですか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 宮城県とJRにおきましては、特段何かあったとか、そういうことはございません。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） だから、でも、あれでしょう。宮城県の条例でできないから町に下ろして、町が無償でJ Rにちゃんと最終的にはあげてくださいよと、そういう話だったということなんでしょう、今のお話を聞くと。

○議長（色川晴夫君） 佐々木課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 一旦、売買の話もありましたが売買費用にかかる金額についても、これ以前の無償貸付けの際にもお話ししましたが、それにつきまして包括連携協定の中で3分の1ずつ、用地取得費も3分の1ずつ費用負担がなるということで、宮城県、町にも費用負担が発生してしまうという流れの中から、今回そういった手法を取らせていただきました。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 先ほど公示地価で計算してみましたと言いましたけれども、今回無償譲渡する部分というのは1,000万円にならないんです、公示価格で見ると。皆さん、あの駅舎の事業費、総額で幾らだったんですか。1,000万円なんていうのはほんの僅かなんじゃないですか、その総事業費から見たら。18億円ぐらいはかかっているんでしょう。もっとかかったんでしたっけか。そのうちの1,000万円なんです。そういう細いところでいろいろ調整しなくちゃいけないんだということもあるのかもしれないけれども、売却するんなら宮城県が売却してやって済んだ話だったのではないんですか。あと、これ以上、時間もつたいないから言いませんけれども、その辺だけ最後に聞いておきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 全体事業費につきましては、18億円を超えている状況でございます。18億2,800万円になります。重ねての答弁にはなりますが、その実勢価格に基づいて売買予定価格も算出させていただいた中で、お話しのとおり1,000万円までは到達していない金額ではございます。その扱いについて三者の包括連携協定に基づきまして、県と町とJ Rと協議をさせていただいた流れの中で、今回の駅舎整備について即日性を求めるためには何が一番いいのかということで、今回の県から町に譲与を受け、町からJ Rに一旦貸出しして駅舎を整備、実現させたいという流れが組み上がったものでございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 質疑ございますか。ほかに。（「議長、ごめんなさい、確認の意味でもう1回だけ」の声あり） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 恐れ入ります。今回、財産の無償貸付け範囲を、令和11年の契約切れた

後、無償譲渡に予定しているんですか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 無償譲渡ということでJRと協議を進めているところでございます。（「決まっている」の声あり）

○議長（色川晴夫君） このほか、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論参加ございますか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今日、反対するつもりで来たわけではないんです。今の話を聞いていたら、もう最初から無償譲渡が決まっていたという話なんです。私はやっぱり、こんなやり方はとても納得できません。今の説明聞いても納得できません。ですから、反対したいと思います。

○議長（色川晴夫君） 反対者の反対討論を終わりました。賛成の方の討論を求めます。櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回、合意無償貸付けということは、駅という公共的なことを鑑み、無償ということであると思われまます。令和11年まで譲渡できないということもなっておりますので、その間は無償貸付けということで、それでいいと私は思っております。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数であります。よって、議案第6号町有財産の無償貸付については原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は11時30分にします。休憩します。

午前11時18分 休憩

---

午前11時30分 再開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開します。

---

日程第10 議案第7号 松島町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止について

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第7号松島町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。災害弔慰金の扱いについて宮城県と事務委託をしておるということではありますが、私も事務委託関係、宮城県に委託しているというのは、その自治体の裁量の、なかなかいろんな部分で及ばないから委託したんだと思うんですけども、これはあくまで東日本大震災にかかってと、あるいはその後ちょっと台風等ありましたけれども、そういったことに関しての部分でという意味ですか。そのとこだけ確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 東日本大震災の部分にかかってということで、事務委託を協議してまいりました。以上です。

○議長（色川晴夫君） 7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 最近の報道関係で東日本大震災から11年経過ということで、いろんなドキュメンタリー番組をいろいろを踏まえて、見る機会あったわけなんです。そういった中であって、特に、やはり個人の思いでなかなか弔慰金等の申請に及ばない、踏み切れない、どこかでもしかしたらという思いでおられる方のお話なんかも、番組なんかで取り上げている状況を見ますと、果たしてこの時点で廃止していいのかなと、この議案を見せられたときに考えたものでしたから、確認しました。

ちなみに、県内で大体、同一歩調で委任されているんですか、町村関係は。

○議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 松島町と同様に県に事務委託をしているのは12団体ということで、その12団体につきましては、今回の3月定例会もしくは2月定例会で同様の議案を上程しております。ほか17団体については、仙台市、石巻市等については、まだまだ審査が終わらないということで、現存したままでという状況でございます。以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほか、ございますか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今、聞いていて思ったんです。実際のところ、その審査件数、何件あったのか。この審査件数と、弔慰金の支給件数が同じなのか、そこら辺も含めて。あと、支給された総額はどのくらいあったのか教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 審査件数と給付件数はイコールではございませんでした。全体の弔慰金の支給件数は21件でした。21件のうち16件は審査会に諮らず、もう災害で亡くなられたということで認定されるものとなります。残りの5件については、審査会に諮られ、通ってきたものになりますが、審査会にかかったのは実際には13件。そのうち5件が通ったという結果になります。8件はちょっと認定されなかったような結果になっておりますが、総支給額は7,750万となっております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 答弁終わりました。よろしいですか。ほか、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員であります。よって、議案第7号松島町と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止については、原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第8号 工事請負契約の変更について【一級町道松島・磯崎線（松島大橋）橋梁外災害復旧工事】

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第8号工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。10番今野章議員。

○10番（今野 章君） 10番今野です。説明聞いて、大方、何となく分かったような気はするんですが、毎回言うようで申し訳ないんですが、やっぱりこの変更契約そのものというのは、

決して好ましいことではないと思うんです。この、こういった事実がやっぱり早い段階でどうか、最初からと言ったらいいのか、分からなかったのかどうか。なかなか、地面の下、あるいは水面の下ということで、直接的に見られない部分もあるということで難しかったのかなと思うんですが、そういう状況についてひとつ伺いをしたいと思いますし、これは大分古い橋脚になると思うので、設計図書とかそういったものはもう町になかったのか。現状、そういう設計図書の保存というものの考え方というのはどうなっているのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 松島大橋につきましては、昭和42年に工事が完成しておりますけれども、当時宮城県に、工事委託をして造っていただいたという形になっております。竣工図面に関しては残っておりませんでした。竣工図面がないことからいろいろ高城川の占用関係の図面とか、そういったN T Tさんで占有しているものですから、そちらの関係の図面等探しまして、図面的なものは見つけたのですが、その見える部分につきましては当時設計をするときに、現地を確認しながら設計したという形になっております。ただ土中の部分、確認できませんでしたので、当時の技術基準等を参考にしながら、解体でありましたので解体の設計をさせていただいたという形になっております。

今まで2回ほど、大きな設計変更させていただいておりますけれども、工事の請負者も既設の構造物とかボーリング調査とか独自でやったりもしております、これまでの岩盤線の固さとか土中に構造物がないとか、確認はしてきたところでございますけれども、この橋台部分につきましては、橋というか、通行している部分の橋の部分でしたので、なかなか橋の脇、橋台の脇、橋脚の脇を掘ったりとか、構造物に穴を開けて確認するとか、そういった部分ができない状態でおりました。新橋完成しまして確認したんですけれども、なかなか桁を外すまで、その辺の確認ができないということで、今回掘り下げと同時に確認になったという形になっております。こちらのこと、ご理解いただきたいと思っております。

あと、保存につきましては新しく設計をしたとか、構造物を造ったという形につきましてはきっちり保存を、電子データ等も交えながら保存しているんですけれども、こちらやっぱり50年も前のやつでしたので、なかなか保存が効いていなかったという形になっております。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 現状、ここですね、今回新しい橋もできていますよ、あちこちで。そう

いう町内の施設関係の、そういった設計図書の保存というのは、そうすると何年ぐらいする  
ような格好になっているんですか。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 構造物重要構造物の設計図書につきましては、もう永年保存という  
形で考えております。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。設計変更、大変な額、今回は一千何百万円ですけれども、  
前は何か億単位で、たしか設計変更ということで、本当にこういう事態ができるだけ起きな  
いでほしいなと思っております。役場の技術者の皆さん方の能力を高めるといふか、そうい  
うことも含めて、そういう技術者の確保も含めて、やはりもう少し考えておかなくちゃいけ  
ないんじゃないのかなと思うところもあるんですが、その辺についての考え方がもしあれば、  
お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 技術者の育成というか、そういうことにつながっていくんだろうと思  
うんですけど、まず一つに技術者、私たちが入ったときは初代のほうになります。その後技  
術者を育成してきたわけですけれども、やっぱり今回の東日本大震災は、技術者の数と復旧  
すべきボリュームにちょっと差が起きた。そのため、だから業務委託で大体するんですけれ  
ども、それをチェックする能力、チェックする時間がちょっと不足したのかなと思っていま  
す。

技術者の職員は今は大体もう、高年齢に入ってまいりました。震災復興で少し年齢層が上が  
ったこともありまして、令和3年度もちょっと、職員の公募なんかを技術系、したりしたん  
ですけれども、まだ採用、応募がなかったりしております。そういう意味で、今後は技術系、  
順次ある程度、年度制に合わせて採用していかなくちゃいけないというのもあります。

あと、技術力の向上という意味では、やっぱり今どうしてもコンサルにお願いをして、それ  
は簡単に言えば成果品を見る。この中で、そのコンサルに業務しているときの中のチェック  
をどういうふうにするかという、これはもう半分は経験もあります。基礎知識も必要になり  
ますけれども、経験と知識の問題にもなりますので、そういう面では、より多くのものをコ  
ンサル系を目を通して、レベルアップしていくことも、今後全体のボリュームの数もありま  
すから、そういうことで育成をしていくことが大事なのかなと、そういう意味でちょっと話  
がそれですけれども、今建設部門と水道部門と、今度ある技術に対してプレゼンしてもらお

うと、技術の育成をして、それについて皆さんとして勉強会しましょうという、そういう取組も今しておりますので、そういう意味でちょっと、技術者の育成に図っていききたいなど、今後も図っていききたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほか。7番赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 7番赤間です。私のほうからは、契約に関してなんですが、いわゆる現契約と今回変更契約の額でのパーセンテージが、たしか説明の中では0.54%の増だという話をされたと思うんです。24億5,700万円が24億7,100万円に増額、変更契約額となっておりますけれども、このくらいの大きな契約の中では1%未満、0.54%程度の変更をも変更の対象にしてやるのかというところの部分で、これ、規則的にこの辺まではお互いに見ましようねと。見ましようねというのは、変更と契約対象にしなくていいという話というのはないものなんでしょうか。その辺ちょっと確認だけさせてください。

○建設課長（赤間春夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 設計変更を考える場合に、まず現場で工事的にできない、施工的にできないという条件で設計変更する場合と、あと数量が違っているという場合で設計変更する場合がありますけれども、施工が可能なのに施工をもっと効率を上げるために工法を変更していただきたいというのは、まず町では、可能な施工方法でありますから、それは変更の対象としておりません。ただ、数量が変わった場合等、今回もコンクリートの撤去量が333立米ほど、かなり大きい量に変更になっておりますので、そちらは額に関係なく変更の対象としなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） そうしますと、今回は、請負者側から町に対して、現況、皆全部測ってもらったりなどしてチェックいただいて、変更数量が額にかかわらず、変更する量が膨大になっているという実態を踏まえて、変更対象だなという判断に至ったということでの理解だということでのよろしいですか。はい、結構です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑者ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第8号工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第9号 令和3年度松島町一般会計補正予算（第9号）について

- 議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第9号令和3年度松島町一般会計補正予算（第9号）について議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。5番杉原崇議員。

- 5番（杉原 崇君） 5番杉原でございます。私、ワクチンに関してちょっとお聞きしたいと思います。今年に入って学校での感染が広がって、ほかの自治体だと学校閉鎖とかあるんですが、当町では何とか学級閉鎖等々で収まっはいるのかなという思いがあるんですが、ただ小さい子たちの接種に関しましては、保護者の方たちはやっぱり不安な思いが、私もそうなんですが、すごく打って大丈夫かなという、そういった思いがあると思うんです。

やはり、今回ファイザーなんですが、12歳以上のワクチン接種と違ってオミクロンに対する効果が、知見がないということで、あくまでも努力義務ということで、報道でも医師の方が判断難しいという方もおっしゃられる中で、実際ほかの自治体だと接種券を郵送しないところもあるということも聞きました、県外の。ホームページとか広報紙で、接種の実施のお知らせだったりを知らせて、希望者が窓口に取りに来るとい自治体もある中で、やはり副反応など、十分な説明というか、そういうのも改めて必要かなと思うんですが、今回当町では9歳から11歳の方に接種券をもう郵送していると思うんですが、そういった不安に思っている保護者の方に対して、どう理解を得るといのは難しいか分からないんですけども、そういう相談の窓口、そういったものをしっかりと周知していくというのは必要かなと思うんですが、保護者に対してのそういった場があればと思うんですが、いかがでしょうか。

- 議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

- 健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今回の小児の方を対象にしたワクチンにつきましては、保護者の皆様方が本当に判断に困られていることは、十分に私たちも理解しております。公の場

で、大勢の方を対象にした説明会ですとか、そういった相談会といった改めての場は設けておりませんが、実際にどうしたらいいかというご相談につきましては、対策室や健康長寿課の健康づくり班のほうに直接のお電話や相談をいただいております、そういった方についてはお話を聞いたり、私たちが分かる範囲内での説明はさせていただいております。

また、今回につきましては、町の集団接種の場も設けておりますが、先行して医療機関での接種の予約なども行っておりますので、実際にかかりつけの小児科の先生にご相談いただいたり、あと予約の際に判断をして受けるかどうかという判断については、実際の担当の小児科の先生にご相談しているということは伺っておりました。

また、いろいろと今はインターネットなどでいろんな情報を、保護者の方々は私たち以上に得ているところもございまして、それが正しいかどうかということも、膨大な情報の中でご自分なりに判断されるというのは大変難しいかと思えますけれども、やはりそれは新型コロナという病気にかかりたくないという思いが強いという方が、ワクチンの接種をさせようという決断に至っていると、私たちは理解しております、町としては、ワクチンを接種したいという保護者の方々の要望に、お応えするための体制を整える義務があると考えております。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 取組がなされているということで、ぜひ不安がっている、ネットの情報って本当にうそがたくさんあるので、なかなか判断つかない場面があるとは思いますが、そういった場をつくってしっかりやっていただけていると今、私、聞いていて思いました。

今回、12歳以上の方のワクチンの量は3分の1の量で、1歳差で量的な問題というのがどうなのかなということで、有効性だったり副作用が一番、保護者の方は思っているんじゃないかなと思うので、そこをもし相談とかあったら、十分に丁寧な対応をお願いしたいという思いがあります。

また、これに関して、万が一集団接種の場合、当日具合悪くなってキャンセルとかもあると思うんです。以前の集団接種だったら、役場の方に接種したりとかということができたと思うんですが、その当日キャンセル分、余った分はどういう対応をなさっているのか、考えなのか。それをお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 小児の集団接種のキャンセル分につきましては、正直授業をやっている時間帯に接種を行っておりますので、キャンセル待ちをとすることはなかなか難

しいかと思えます。ただ、個別接種に入れなかったといいますが、予約がいっぱいでできないから、集団接種でもいいからキャンセルで待たせてもらいたいというご要望があったら、ぜひお応えしたいと考えておりますが、今のところ私たちのほうから積極的に、キャンセル待ちを募集するという予定はございません。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） なかなか、こればかりは難しいとは思いますが、大人は今度モデルナに変わるという話もあって、そういった大人の方に3分の1だからなかなか難しいと思うんですが、そこら辺の可能性というのはいないんですか。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 実は、ファイザーといたしましても同じファイザーでも、薬の量だけではなくて薬自体が、ワクチン自体が違っておまして、お子さんの残った分を例えば3本まとめてする、大人の方にやるとかっていうことができませんというか、そういった状況でございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 分からなかったもので、すみません。いずれにせよ、やっぱり保護者が不安になっている中で、そういった情報をしっかりと、情報発信はしっかりと行っていただければと思います。

ワクチンに関してはこの辺にさせていただきまして、今回コロナの地方創生事業活用した26事業について、以前これも話はしたんですが、全体的な事業に関する検証だったり効果だったりというのを、他自治体でホームページとかで載せていた中で、当町ではどういう考えですかというお話をした中で、町長はコロナが収束しなければ判断できないという答弁は、以前あったんです。ただ、ほかの自治体でやっている中で、それぞれの事業あった中で、そういったことを、やはり町民皆様に知っていただく機会にもつながると思うんですが、改めて各事業に対する効果だったり、そういった面ですね。公表するっていうことは、考えはないのか改めてお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 新型コロナウイルス感染症対応の地方創生事業費についてだと思いますが、今回のこの事業を令和2年度から実施しておまして、それらが48事業、今年度の26事業について効果、検証の在り方については、現在課内で検討しております。その公表の在り方について、どういった公表、すべきなのか、しないのかも含めて、今現在検討

を進めているところでございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） やはり、各事業はそれぞれ効果あると思うので、いろんな検証を図った上でそれは、やはり町民に知らせ、示していただくというのが私の考えではあるので、ぜひそこは検討していただければと思います。

もう1点だけコロナ禍で、デジタルワーキングスペースについて、そこだけちょっと触れさせていただきたいんですが、この前、一般質問か何かで町長の答弁で、利用者が増えているという話も出ていたんですが、やはり毎日通るとなかなか利用者が、ちょっと少ないのかなという印象は、私の中で持っていたんですが、今後ワーケーション含めてホテルと連携していくという話もあった中で、施政方針だと今度、子供たちが自主学習だったりリモート講義でもそこで受けられるようにするというので、最近というか、塾とかではもう映像授業とかも結構行われていて、それを利用するというのも一つの手だとは思いますが、せっかく造った施設ですから、いかにこの利用者、使用者を増やしていくかというのが大事だったなと思うんですが、そこに関する策というのは何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 現在町でテレワークスペースのほう、石田沢防災センターに開設しておりまして、昨年9月から利用を開始してございます。開設以来、人数は日によって曜日によって様々でございますが、未利用となっている、今日は1日誰も来ませんでしたという日が、今現在2日しかないということで、少なからず、多からず利用いただいている状況でございます。町でも、それらテレワークスペースと各町内事業者が行っておりますワーケーションの事業を絡めて、今度新たにPR活動を行ってまいりまして、さらに広く町民向けにも周知をしますし、町外に向けても周知をしていきたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） やはりせっかく造った施設ですので、積極的な情報発信、PRしていただきたいという思いがあります。大変すばらしい施設というか、静かな環境で、見に行ったとき、すごく静かで仕事もしやすい場にもなっていたのかなという思いがあります。ぜひ、有効活用を図るためにも、もうちょっとそれぞれ情報発信をしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかございませうか。6番後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 6番後藤でございます。私も交付金、地方創生関係の事業の関係でお尋ねをいたします。資料2ページ、お願いします。ナンバー3のコンビニの証明書関係。過去に、私も一般質問等で何回も取り上げた形で、ようやくここまで来て、今年1年間システムづくりが終わったのかなと、終わりつつあるかなと思います。今の段階で、4月1日からこのように来庁以外で、このコンビニのシステムを使うに当たって、住民票とか各証明書ありますが、これは4月1日スタートできるのかどうかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 4月1日から稼働できるよう準備しておりますし、大丈夫ということ今進めております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） その中で、事業いっぱいある中で補正の最終的なスタンスとして、800万円ちょっとマイナスになります。この辺の中身はどうしてなのかお尋ねをします。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 戸籍、住基等の連携業務を図るための委託料として、これまで交付金のほうに上げておりましたが、実際契約したときの請負差金分ということで、今回減額しております。項目が減ったという内容ではございませんので、ご承知いただければと思います。以上です。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 話は変わりますが、この間交流会にお邪魔したら、早速このコンビニ事業のチラシみたいなのができてたかなという印象があったんだけど、あれはそういう理解でいいんですかね。

○議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） ほぼ契約全て終わって、4月1日から稼働できるようにということで、実際には1月から各公共施設への周知を、チラシとポスターとともに始めさせていただきまして、先立って12月からはSNSやホームページで周知させていただいたところがございます。以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかございますか。今野 章議員。

○10番（今野 章君） じゃ、歳入のほうから行きたいと思います。

1つは森林環境譲与税の関係ですけれども、基金の残高と活用状況、今後の活用方向についてお伺いをしたいと思っております。今日頂いた資料を見ますと、新年度の予算の中でも海

岸の、あちらは雁金森の周辺ですか。森林環境譲与税使った事業なされるということのようでもあったのかなと思って見ていましたけれども、その基金の残高、これまでの活用状況、活用に向けた計画といますか。そういったものはどんなふうになっているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず、森林環境譲与税の基金の残高ということでございますが、令和2年度末現在高ですと、すみません、鐘終わってから。大変申し訳ありません。

令和2年度末残高ですと452万6,000円。それに当初予算分で300万円と今回補正分ということで積立てし、あと令和3年度についても110万円、森林の松くい虫の伐倒の単分とか、そういうのでちょっと活用させていただいて110万円繰入れしております。それで令和3年度末の現在高で672万円というところになっているところでございます。

先ほど、今野議員からご質問あったように、当初予算についても森林環境譲与税、一度積立てするということですので、予算上400万プラス利子ということと、また同じ話の中で松くい虫の伐倒とか、そちらの単分の活用ということで154万2,000円ほど繰入れということで、令和4年度末はあくまでも予算上ですけれども、残高が918万円の見込みでございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。今野議員。

○10番（今野 章君） もう1回聞きます。言ってみれば、この森林環境保全していくという考え方の下に、この環境譲与税というのは来ることになっているんだと思うので、町として何らかの基金を使って計画を立てるということにはなっていないのかどうか。何か基金つくる段階で、たしかそういう計画もつくって進んでいくんですよといったような説明を受けた気もするんです。私の記憶も不確かなんです、あれなんですけれども、だから町として計画をつくった上で、こういう松くい虫の防除も含めてされているのかどうか。松くい虫の防除だけで、この基金使い尽くしてしまうのか。松島は広大に森林あるわけですから、そういったところの森林の整備等も含めて、どういう考え方で進もうとしているのか、その辺があればお聞かせをいただきたいということです。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 計画の話まではちょっと私（「担当課もいるんだけど」の声あり）ですけれども、その前にちょっとお話しさせていただくと、町については、年間300万ぐらいの森林環境譲与税、今のところその歳入しか入ってきていないと。ただ、国のほうから

それを毎年使えという、だったらこの300万円で何をするのかという話にはなるわけで、町としてもその300万円全部使って国の方針でやるのではなく、ある程度やっぱりためながら、担当課の話と今、今野議員さんから言われましたけれども、そういうことも含めてある程度のお金ができた段階での、森林環境の譲与税の活用ということも踏まえながら、300万円のうちの半分を使って半分以上を積立てするというのが、国からは相反するようなこともちょっと言われたりして、その辺の矛盾はあるんですけども、そういうのが実情になっているということで、大きな話ですとその部分については、私のほうから答弁させていただきます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えします。令和3年度については、森林機能の回復事業ということで、抵抗性松の下刈り事業に充てております。先ほど財務課長からもお話がありましたとおり、4年度も同様の抵抗性松下刈り事業ということに充てたいと考えておりますけれども、あくまでもその目的としては森林保全というようなことで、的確に事業に配分して松島の松を守りたいと、このように考えております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野議員。

○10番（今野 章君） 事業をやっていただくのは大変結構なので、だからそれをいかに計画的にやるのかということの上で、町としてそういう計画を持つ話であったような気もするので、その辺はどうなのだとお聞きをしているところでございます。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 計画書というそのものはないんですけども、課内で十分に考えて、ここの部分、この地域、このエリアについては、町の保全が必要だ、下刈りが必要だということで、その辺は十分に考えて事業を実施しております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） そうしますと、森林環境税、毎年度300万円400万円と来るわけですけども、そういうものについて随時、とにかく毎年、ここが必要だ、こっちが必要だということでしか事業を進めないということなんですか。地域からの要望があればこっち側やりますよ。こっちの地域からまた要望が来たのでこっちもやりますよとか、そんなふうになっていくってことなんですか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 場合によっては、ある程度のお金をつぎ込んでやらなくていけ

ないっていう部分も出てくると思うんですよ。そういったことで実施する分は実施する、ある程度ためてぼんと使うというようなことで、今後も実施してまいりたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） だからやっぱり、松島の森林環境ってのは十分に把握をしておかないと、それもできないのではないかと思うんですよ。個人の森林であっても、いろいろ木がいっぱい生えてもう管理そのものが大変になっているよというところもあって、近くにうちがあつてよそのうちの木が倒れそうになってきて、何とかならないのかなとか、いろんな山の状況があるわけですよ。ですから、そういう状況をしっかり町としても把握をしながら、計画的にそういう場所を、木の伐採なり整備なりをしていくということになっていかないと、せっかくこうやって森林環境を守ろうということでやっているものが、上手に使えないでその時々町の考えで、右往左往しながらやるような感じになってはいけないのではないかと思いますので、松島町内の森林環境の状況を、きちんと把握をされる努力をしたほうがいいのではないかと思いますので、その辺はどうなんですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、計画書があるかどうかという話、前段にちょっとこれ確認させてください。自分はたしか、何かそういうリースもあつたような気はしているんですけども、これはあくまでも確認をさせていただいて、ご報告させていただきたいと思います。

あと、年度当初とか予算編成するときには、今言われたようには、ぼんぼんぼんと来るのではなく、ある程度担当者等の何らか、今の状況を踏まえたものをヒアリングしてある程度、あと県の、例えば3市3町の状況とか石巻とか様々なんですけれども、そういう状況の中で、あと県補助とか、そういうのを踏まえていろんな計画を立案して、松島の対応もやっております。

そういうこともありますので、計画書の取扱いについては確認をさせていただきたいというふうに思います。ただあと、事業についてはそういうふうに思いつきではないということ、ある程度、いろんな状況を踏まえ、あとは、倒木というのがあるんですけど、倒木はまだちょっとあの取扱いはいろんな条件がありますので、民間、単純に普通に倒れた場合と、山で倒れているいろんなことが出てきた場合といろんな条件ありますので、またそれは取扱いまたいろんな形で取扱いさせていただいております。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。この関連ですか。（「いえ、新しく」の声あり）新しく。12時も過ぎておりますので、審議は継続中でございます。新しい質疑は休憩後にお願い

します。

再開は13時となります。

休憩入ります。

午後 0時09分 休 憩

---

午後 1時00分 再 開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

ただいま、議案第9号を審査しております。引続き、質疑を受けます。失礼しました。太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 森林整備計画の件なんですけれども、新年度に意向調査を行います。町内には、私有林を持っている所有者の方がおりますので、これらの方々に対して意向調査を行いたいと考えておりました。なお、全町的にやると膨大な所有者というのも出てきますので、この辺はエリアを絞っての意向調査をしたいと考えております。この調査の結果を基に計画策定という流れで、新年度は考えておりました。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 了解いたしました。それでは、次の問題です。次は、災害公営住宅の家賃対策事業費補助金2,225万円ですか、歳入されているわけでありますが、震災から11年、10年たったということで、これもいずれはなくなっていく補助金なのかななんて思ったりもしていますけれども、災害公営住宅、2年度にわたって、たしか完成していたのかなと思ったんですが、平成27年から入居開始と、平成28年から入居開始ということでよかったのかどうか。それと、これまで軽減を受けた世帯の実数というのは何世帯あったのか。現在入居されている方は、東日本大震災で被災された方で入居されている方は何世帯ぐらいあるのか。その辺についてお聞かせをいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 災害公営住宅につきましては、平成27年度より入居開始しております。今回の補助金につきましては、入居している方でまず家賃の低廉化事業というのがありまして、そちらの低廉化事業は収入が15万5,000、8,000円以下の方になっておりまして、その辺に対する周辺家賃と、災害公営住宅に入っている家賃との差額分として国から補助が町へあるという形になっています。同じく、特別低減事業というのもございますけれども、こちらの特別低減事業につきましては8万円以下ということで、家賃補助があるという形にな

っています。

東日本大震災の被災者が、どのぐらいの方が入っているかという形なんですけれども、現在の延べの被災者としては現在のところ把握しておりませんでしたので、後ほど説明したいと思っております。

現在の入居状況になりますけれども、全部で52戸ありますが、現在51戸入居しております。1戸については、出入りの関係上今空いているという形になっております。その中で、東日本大震災の被災者でない方は3人、3世帯という形になっております。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） そうすると補助率、入居開始が平成27年ですので、入居開始からたしか10年だか11年たつと、補助率も変わってくると思うんですが、補助率変わる年度というのは令和でいくと何年になるのか。補助率がどのぐらい、どこからどう変わるのかも含めて教えてください。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 家賃低廉化事業補助については、入居開始から20年間の補助があるものです。ただ、こちらに関しましては、今現在20年しますよということは国交省、国からはっきり来ておりませんので、どの時点でなくなるのかというのも、今確認できていない状況になります。

補助率等につきましては、入居の対象となる方の数等もありますので、その辺については補助率等も変わってくる形があるということでもあります。

特別低減につきましては、こちらは入居開始から10年間ということになっておりまして、こちら入居の低減に対する数と補助率の関係、掛け合わせまして入ってくるという形になっておりますが、大体家賃低廉化で年度額約2,000万円ぐらい。特別低減で大体225万円という形で算出していきますと、今から13年あるという形なんですけど、2億6,000万円という形になっております。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。あと次にいきますけれども、飛ばして出捐金ありますよね。宮城建設総合センターです。減額、減額じゃない、返ってくるということになるんですが、これは出捐金が返ってきたという理由、どういう経過でそういうことになったのか。これは平成何年だったか、平成8年頃ですか、この団体ができたのは。8年だか、2年頃だったと思いますけれども、その際には各自治体、県等とろんなところからの出資金というん

だか、出捐金というんだか、集めて設立された一般財団ということになると思うんですが、返還をするに至った内容というのはどういう理由になるものなのか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 一般財団法人宮城建設総合センターにつきましては、地域建設の振興のため、人材確保、育成、建設業の振興、技術開発、雇用の改善のために事業を行うこととして、平成3年3月18日に設立されたものでございます。その際なんですけれども、建設業団体及び宮城県並びに県内市町村から出捐金の拠出を受けて基本財政を造成して、その運用益を活動費に回すということでありましたが、昨今の低金利関係によって運用益がなかなか出ないということがありまして、運営方法を変えたいということで、そちらの出捐金を皆さんに一旦お返しするという形の運びとなりました。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 運用益がなかなか出ないということで、出捐金をそれぞれの関係団体にお返しをしたということになって、この宮城建設総合センターの運営はお返ししても大丈夫な状況になっているんですか。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 逆に大丈夫な状況になっていて、こちらの出捐金を頼らないでやっていく運営方法にしたいということで返されたものでございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） これ、一般寄附金なんですけど、ふるさと納税分で2,200万円だと一般寄附金で160万円ということであるんですけど、もしよろしければ一般寄附金160万円について、どういった関係で寄附をされているのか。どんな方が寄附をされたのかお分かりであればよろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 法人の方からまず150万円、個人から10万円ということで合わせて160万円。一応ご本人、法人の要望としてはコロナ対策関係等ということでございました。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。というか、そうするとコロナ関係ということの要望ということなんですけど、これは一般寄附になるのかどうかも含めて、どうなんです、その辺は。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 一般寄附になります。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） これはでも、コロナで使ってほしいということになると、特別にはならないの。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 指定寄附と一般寄附の話かと思うんですが、今回の2件の寄附についてはあくまでも要望ということで、できればコロナ関係に使っていただきたいということの話で、指定寄附ですとこれに使っていただきたいって明確に、寄附者からの意向があるんですが、2件ともそういうお話だったもので一般寄附ということで扱って、コロナ交付金に活用させていただいたという状況でございます。

ただ、予算上は一般寄附になっていますので、一般財源でちょっと見えない状況にはなっていますが、そちらに活用させていただいたという状況でございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。次ですが、歳出で放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金、これが出ているわけです。これについては60万8,000円ということで予算額になっているわけですが、社会保険料分2,000円ほど上乗せして予算計上となっているようなんです。国では3%の賃金引上げということで、9,000円程度引上げをもくろんでいるわけなんです。プラス2,000円の分についてこの部分も含めて、国から財政措置がされることになっているのかどうか。その辺についてお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 今、お話を受けましたとおり、3%の引上げ分が9,000円相当と理解されておりまして、その分に社会保険料負担分2,000円、合わせて1万1,000円が補助基準額ということで該当となっております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） それであればよかったんですけども、2,000円来ないのではまた話が違うなと思ったもので、お聞きをしました。

それで、放課後児童支援ですから、児童館等にいらっしゃるところで働いている皆さん方の賃金アップにつながっていくということになるんだと思うんですが、今回の岸田総理のケア労働者の賃上げについては、保育労働者だとか看護師だとか介護士とか、こういったところも含まれているわけなんです。介護保険、看護師は別ルートだと思うんですが、保育士等については町できちんと予算計上しなければ、賃上げにつながっていかないのではないかと

思うんです。本町においては公立保育所が全てですので、その辺について引上げの必要性はなかったのかどうか。どう考えておられるのか。

あと、町内におけるいろいろな種類の保育所がもしあるんだとすれば、そういった保育所関係、子育て関連施設といったところからのこの事業における申請と申しますか、そういったものはなかったのかどうか、それについてお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 私から公務部門ということでお答えさせていただきますけれども、まず町の保育士、幼稚園教諭で、これ国にも県を通して確認しましたけれども、基本的には公務員の給与というのは、先ほど午前中にも出ました均衡の原則で人事院勧告等踏まえているということで、人事院勧告そのものについても地域の民間企業、水準を比較しているということを考えれば、基本的にはその民間企業水準は維持されていると考えていいのではないかとということでした。

その比較するにはどうしたらということで、参考までに、例えば賃金構造基本統計調査というのがありまして、その中で民間の例えば保育士あるいは幼稚園教諭の方の、平均給与の比較にはどうしてもなってしまいますが、それを比較したところ、例えば民間の全国との比較では、保育士の平均で言えば、約66万円ほど公務部門のほうが上回っていると。公務部門とは、本町の保育士のほうが上回っていると。幼稚園についても民間の全国との比較で、15万6,000円ほど上回っているということで、勤務経験とか、そういったもので単純に比較は難しいと思いますが、統計上はそういったことで民間水準を上回っているということを確認しましたので、今回は行わないという考え方をしております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） ほかの民間保育施設から要望等はなかったのかということにつきましては、松島町内には小規模保育事業等の事業所がないために、今回留守家庭児童学級を運営している事業所ということで、補正予算を計上しておりました。以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 町内には民間もなく公設の保育所、幼稚園ということなので、他と比較すると民間と比較すると高いんだよと、公務部門の給与は高くなっていますよということで、考えなかったということでもありますけれども、2月17日の内閣府及び厚労省から保育士、幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施及び交付申請において、ご留意いただきたい点についてということでの事務連絡が、多分入っているのではないかと思います。その際に

は公的な部門についても十分に賃上げを留意しなさいということを求めている文書も、あるのではないかと思いますので、その辺の確認はされているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 通知は私も見ております。そういうこともありましたので、先ほど言ったんですけれども、統計と比較をさせていただいたということです。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。先ほども言いましたけれども、公務員の賃金が高いのか安いのかというのは、いろいろ議論があるところだとは思いますが、やはり私は特に地方の中では、公務員の皆さんの賃金が決して安いとは思っておりませんが、そこがやはり引き上がることが地域のそういった経済にも影響を及ぼして、全体として賃金アップにつながっていく可能性もあるのかなという思いもするわけなので、こうした公的部門であっても、賃金アップに努力をされるということは大事なのではないかなと思います。

公務員だから高いんだということなんですが、いわゆる保育士は多分高いんだと思うんですが、最近の弾力というんですか、規制の緩和というんですか。こういう中で保育所における保育士というのは補助員も含めて、様々な形で仕事をされている方がいらっしゃるわけです。こういう方々の賃金アップというものも、本来必要ではないのかと思うんですが、今回のこうした賃上げの中で、そういう方々の賃上げについては考慮されなかったのかどうか。その辺はいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 会計年度職員の方だと思うんですけれども、基本的には職員の給料表から時間を算出して、一応時間の単価を出していますので、同様の考え方で行わないという判断をしたところです。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 時間、実際のところ時間、何ぼぐらいで仕事されているんですか。

○議長（色川晴夫君） 少々お待ちください。いいですか。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 保育士の例えば1日、人によって新規で採用の場合とか前年度からということでも違うんですけれども、例えば1,212円の方もいれば1,120円の方もいれば、半日の方で1,120円の方とか、大体保育士の方は会計年度さんの中でも時給の単価は高いほうで設定されているという状況です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 1,120円ぐらいが、今働いている皆さん方の大体の時給だということなんです。公務員の皆さん、時給に直すと何ぼぐらいになるんでしょう。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） すみません。給料まちまちなものですから、そのデータは持ち合わせていませんけれども、単純に会計年度さん、地方公務員法の制度上、今例えば期末手当の対象にはなっていますが、勤勉手当の対象にはなっていないとか、いろいろありますので、単純には比較できないかなと思います。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 多分、私思うに半分以下であろうと思うんです。だから、いわゆる正職で働いている人は高いだけけれども、こういった会計年度職員のような形になると、極めて低いという状態になっているのではないかと思うんです。そういったところにしっかりこういった制度を使って手当てをしていくという姿勢も、大事だったのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 繰り返しになりますけれども、実際民間がじゃあどれぐらいなのかというのは、正直私もネットで見させてはいただいたんですけども、まちまちです。統計もやはり働いている時間とか経験年数で、単純には比較できませんので、ただ見ている限りで決して時給は低くはないなという印象を持ったところです。

確かに、今回そういうことで保育士とか幼稚園とか保健師とか看護師ということなんです。やはり例えば常勤職員でもそうですけれども、その他の職員の方との何ていうんですか、比較をしてそこだけをと比較は、なかなかどうなのかなということも正直ございました。それが総合的に勘案して判断をさせていただいたというのが1つと、あとは県内の他自治体の状況も確認をさせていただきながら、最終的にそういう判断をさせていただいたということです。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） そろそろやめますけれども、やはり岸田総理も賃上げしなきゃ駄目だと言っているんですよ、あまりにも低いからなんです。やっぱりそこはうんと大事なところだと思うんです。

雑誌読んでいたら書いてあったので読みますけれども、過去30年間の賃金の伸び率、アメリカはこの30年間で47.7%、賃金伸びているそうです。ドイツは33.7%、日本は4.4%だと。ア

アメリカの10分の1にもならない。韓国は92.2%伸びている。貧しい国だったんでしょね、だから、急激に上がっているということは言えるけれども、2倍近くまで韓国は給料上がっているという。2020年時点での平均賃金、韓国と日本、逆転もしているんですね。平均賃金、年間で日本は439万円だったのが、韓国は478万円になっていると。日本で働いている労働者の皆さんの賃金は、韓国よりも低くなっていると、平均すると。こういう状況なんですよ。だから、本当に働いている人たちの給料をいかに上げるかということが、日本経済の回復に大きな力を果たすんだと、私思うので、今回こういう形で全部生かされなかったというのは非常に残念だなということだけ申し上げておきたいと思います。

最後の質問なんですけれども、土地の売払いありましたよね。いろいろ理屈は、私分かるんですが、やはり補正予算なんですよね、予算なんです、あくまでも。だから、できれば執行される前に予算として計上してほしいなと思うわけ、どうしても。もう、既に分かっていることなんだろうから。例えば、認定こども園を造るといった場合に、町の土地と社会福祉競技会の持っている土地と、これを交換したり売り払ったりして調整をしてやっていると。どうなるかということは、既に分かっていることなんだろうと思うんです。民間からの払い下げについても、急だったという場合は致し方ないにしても、ある程度あの土地を払い下げしてほしいという要望もあってなっていくものだと思うので、できるだけ契約が執行される前に予算として計上してほしいなと、我々何を議決しているんだということになりますよね。執行してしまってから計上されると。だから、やはり執行する前に予算としてきちんと計上されるべきものではないかなと思うんですが、その辺についてどうなのかなということと、全部もう既にあれなんですか、所有権の移転登記まで済んでいるんですか、今回のやつについては。その辺についてお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず、所有権の移転の話から後半の話から、全て所有権移転は終わっております。ただ、社協の部分は社協さんの部分がありますので、私は終わったっていう話では全て聞いております。また、執行上の話、予算上の話ですけれども、今野議員さんに反発というわけではないんですけれども、町としては予算と議決事項は、今野議員さんは御存じだと思うんですが、地方自治法に基づいて700万円以上、土地については5,000万円（「5,000平米」の声あり）5,000平米ですね、5,000万円じゃない、失礼しました。5,000平米以上というところで一定のラインがある部分については、議会の議決ということになります。この部分の予算の話になりますと、対相手がいるということになると平米数の話、単価

の話ということになると、ある程度最終的までならないと金額が決まらないと。ただ、そのような話をすると、極端な話ですけれども、100万円ぐらいの予算を取って増減については補正という考えもあるかもしれないです。たまたま今回民地、民間に土地の払下げが90平米ぐらいですか。あと、社協の部分の等価交換部分での町の歳入の170万ぐらいということもあるもので、金額的には200万円、300万円ということで、結果的には契約後の議会に対して補正で提出と。

そちらについて今野議員さんからの意見ですけれども、そうなってくると言い訳ではないですが、じゃあどのぐらいの平米数とか金額という話にもなってくるのかなというのも、今頭の中でよぎっていると。大規模なのか、小規模といってもラインの引き方、金額なのか面積なのか。自治法上の話はまた別の話としても、その辺になると当初予算で通常名目計上しかしていないものを、1年間でどこどこが売れそうだというのも言えないし、じゃあ売れる前に今回3月で提案していますけれども、6月とか12月で交渉の過程で上げていただきたいと、そのような話での承りもあるのかなということもありまして、非常にいろいろ今考えているんですけれども、検討なのか、協議なのか難しいかなという、私からの答弁で大変申し訳ないですが、考えるのにも時間がかかるのかなと。どのやり方であればいいのかなということについて、検討の検討となりますが、考えていきたいという現在の答弁でございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分からなくはないんです、私も。ただ、やはり議会というのは予算を議決するという大変大切な役目を負っているわけです。それは執行されたものが予算として上がってきて、何も言えない状態でただ賛成するということ自体、我々議員として問われるものではないかと、こう私は考えているわけです。そうしますと、既に所有権移転まで済んだものを、我々が何も言っても何しても変わらないものを、結局は議決せざるを得ないという話になるわけですよ。

ですから、できれば交渉があった、交渉の最中の中でも結構ですので、補正予算という形で完全に決まる前に、補正予算なりなんなり組んでいただいて提案していただくというのが私は必要なのではないかなと思ったので、今日こういうお話を、前にもこういうお話をしたことがあるような気はするんですけれども、改めて今回お聞きしたらそういうことだったのでどうなのかなと思ったので、ここで言わせてもらっているわけです。そういうことが難しいものもあるとは思いますが、できるだけそうしてもらわないと議会って何なんですかという

ことだと思うので、ぜひそういう取扱いもお願いできればと思ったものですから、お話をさせていたただきたいと思いました。どうぞ。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 同じ話になりますけれども、一定の話はまた自治法の話となるんですが、どのタイミングか、面積なのか、また町で、極端な話ですけれども、1平米、2平米も予算に上げて、議会からご指摘を受けて売れないのかという、そもそもいろいろなケースありますけれども、その辺別に議会で否決されるかどうかのこののではないんですけれども、そういう検討の検討をして今野議員さんに言われたからではないですが、必要になるのではないかと。同じ答弁で大変申し訳ないんですが、そのように今思っているところでございます。以上でございます。（「駄目だ」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 私は前も言っているけれども、松島の土地の売り買い含めてやっぱり非常に大きい問題、これまで持ってきたと思っているんです。3年前、4年前かな、三十刈の土地だってそうでしょう。結局駐車場にするとしたけれども、コロナもあったというのはあるかもしれないけれども、何も変わっていないですよ。だから、やはり売り買いするときの大原則が、何かどこかでねじ曲がっているんじゃないかという気がするんですよ。だから、やはりとりわけ土地の問題というのはシビアにやってほしいなと思っているんです。

いろいろあるんですと言うけれども、いろいろあるといたら逆に言うと、5,000平米の土地を売るのに議会の議決なしで売ってしまったと、議会は全然知りませんでした。これでいいのかということになりますよ。5,000平米で500万円だったんですよと、ああ、4,999平米で500万円だったので、議会にかけませんでしたと、そんな大きい土地売っちゃったの。こういう話も、もしかするとあるかもしれない。だとしたら、おかしいでしょう、やっぱり。私はやっぱりそういう意味では契約がしっかり完成する前に、議会にきちんと提示するなりなんなりしてほしい。まあ、もう要望にしておきますけれども、次からはそうしてほしいと思います。終わります。

○議長（色川晴夫君） 次、質疑ございますか。質疑なしと……赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 今、出された土地の財産売払収入の関係からまず申し上げますけれども、私も前段今野議員さんが指摘した内容で、同様に理解しているものなんです。いろいろ理由つけばきりがありません。ただ、このことが今すぐ、昨日今日始まったことでないと思いません。はっきり申し上げて。あの地域、エリア全体通して見たときに、将来の土地利用も勘案

したときに、今こういったことが今初めて生み出されてきたか的な、あるいはここ二、三か月の話かというくらいの感覚でお話しされているような気がしてならないんですけども、そうではないと思います。財産の売払いに関することのやり取りに対しては、事務手続の1つの流れ、ずっと思い描いてください。ベテランである副町長はよく分かると思います。そういったことについても。あるいは、建設関係の用地担当の方々も分かると思います。あまりにも軽いのではないかな、軽んじてはいないかと思えるわけです。その辺、責任あるところで聞かせてください、もう1回。お願いします。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） すみません。何を質問受けたか、自分的には軽いと言われたんですけども、具体的にどういうことで軽いという意味なのか。土地の売買とか交渉というのは長年行政にお世話になっていれば、いろいろなところを買収したり、例えば道路事業的なもので、線的なもの、大きな町の事業で面的なもの、こういうのは事前的に皆さんの前にこういう計画でといきますけれども、そうでないところはその都度できた案件において処理しているのは往々にしてありますが、そういう意味で具体的にどういう流れのものかなど、我々はある職務に用地買収する上で、部署、部署で用地にそれなりに精通の者のいろいろな情報を得ながら、事務手続のやり方を教えられながら、皆担当職員取り組んでおります。そういう中で、用地買収の仕方30年、40年、事務のやり方も随分変わった、登記の仕方違います。いろいろな申請の仕方違います。測量1つ、分筆1つ、地形図作り方1つ、全部変わってきています。そういう中で、今具体的にどういう事務なのか、事業なのかと自分でつかめないところもありましたので、我々仕事としてはそういうつもりでやっていることはないということだけご理解いただきたいと。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 今回の補正予算に上がっていて、19款財産収入で土地交換とか云々とかという部分も含め、資料として頂いていましたからですけども、この土地売払い仮称認定こども園の部分について、私はお話し差し上げたんです。そのことで何か理解できないような話でされたから、どういうことで逆に分からないのかなと思ったわけですよ。今、答弁の在り方が。そのことなんです。もう一度お願いします。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、こども園のことについて。こども園に予算計上とか場所とかいろいろ進めていく中で、確かに議員の皆さん一番最初に図面をお示しした箇所のところと、

それから社協さんといろいろ位置関係、どこがいいかなということでもいろいろ考えていただいて、当初プランニング起こした位置と南側のほうにずれていきました、運動公園側に。ということによって区有地とか、区有地でないや、町の土地とか道路とか赤線、前は赤線の手前、北側だったんです。今度は赤線を取り込んだ町の土地のほうもあるところ、そういうところが出てきたよということで、事業のこども園建設事業のやっていく上での1つの流れとして区有地がちょっと出て、やり取りが出てきたという経緯があります。

そういうことで、予算の中では最初計上がなくて、結果として今の地形になってきたというのが1つの流れであります。ですので、その辺は流れ的にご理解いただければ。位置のずれもあったということで、新たに出てきた区有地との、区有地でない町の土地とのやり取りが発生してきたということでもあります。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 執行部方だから、どの辺がどういうふうに重要性を増してとかあるいは議会にこの辺はならし的に話したほうがいいなということとか、補正予算組む前にあるいは補正予算組む段階で去年の、今年1月中旬くらいに組んでいるんでしょう、多分。ですと、当然その間に議会に対して協議会方式でも何でも構いませんけれども、こういったことであらかじめご相談申し上げたいということも、時間としてつくれるのではないのかなと思っているわけです、私たちとしては。そういった配慮が必要ではないのかという意味です。言っているのは。

今、今日の補正予算で質問されたからこういう受け答えの話だかもしれませんが、私が言っているのは、あくまでそういう配慮をすべきじゃないかということをお願いしているわけです。このことはこれでいいですけども、こういう物事の出し方というのはやはり少し考えてほしいなという思いですので、よく考えてほしいと思います。

補正予算の絡みでまず第1点目なんですけれども、コロナのワクチン接種の関係です。第3回の接種で高齢者65歳以上の方々に対して新聞か何かに乗ったのかな。要するに、新聞報道だと思いました。3月8日から3月26か28日か、その辺までの区間に集団接種を受ける方について、ファイザー、ファイザーからモデルナという対応になるという話なんですけれども、そういう関係での混合接種ですね、なされる形になっているのが県内自治体の中だけでは松島だけですか。ほかも同様のケースがあるんですか。その辺自治体としてだけお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 宮城県内にかかわらず全国の自治体、ファイザーとモデルナと両方使うことになっておりますが、その使われる時期については各自治体違うと思いますし、集団接種で使うのか、医療機関などで使うのかといったことは違うと思いますが、ファイザーとモデルナとでは半分半分かまたは4対6とか、配分の量も若干自治体によっては違うということは伺っております。

松島町につきましては、県から配分される時期とその種類に応じて、集団接種と計画をしておりましたその時期について、ファイザーかモデルナかどちらかのワクチンを使わせていただきますという周知を、1月初めの広報と一緒にチラシでお知らせしておりました。

3月については途中からファイザーからモデルナになったということで、皆さんどういったワクチンを使われるかということで、気になる町民の方いらっしゃいまして、できればファイザーを使いたいんですとか、そういったご要望がございましたので、そういう方についてはファイザーを使う日にちの振替などをご案内しております。

私たち思った以上に、そんなにファイザーのワクチンに大きくこだわりを持ったという感じではなく、モデルナを今日から接種が始まっておりますけれども、順調に皆さん来ていただいているようです。4月以降についてはモデルナになるのかファイザーになるのかということは、今のところはっきり申し上げられないところもあるんですが、その都度今のところお問合せがあったら丁寧にお答えをして、もし違うワクチンを使いたいということであれば、もしかして時期がずれるかもしれませんが、そういった振替などについてご案内していこうと思っております。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） そういったことの情報、今私自身も情報入手が疎い部分があったのかなと思いますけれども、結構聞かれるときにその方々は、やはり県内の自治体の集団接種の時期とかなんとか、いろいろ情報流れているものの中で松島はちょっと遅いんじゃないかなという思いで聞いていたんだと思います。それがゆえに混合接種にならざるを得なくなったのかなという思いで、多分判断しているんだと思うんです。もっと言えば、不安がどうしてもファイザー、ファイザー、モデルナという混合接種については、副作用的な面とか予防接種してきた方々の声として聞かれた方が若干ちょっときついねと、1日、2日の間のことなんだろうと思いますけれども、きついねという声があったものですから、そういったことも踏まえて丁寧に今答弁されていましてから、そういったことが町民の皆さんで予防接種されるときに、当然接種会場に行ってそういったお尋ねもあったり、あらかじめ電話等で問合せも

あったりなんかして、話したいと思いますからそこを優しく説明いただけたらありがたいなという思いですので、質問しました。

それから、もう1点、今度はまた変わります。今回区有財産の基金関係、手樽地区と初原地区が基金の廃止をする、廃止条例をするということでありまして。残り4個についての見通しなりあるいは今回なぜ2本だけが先行してやられたのか。基金残高がなくなっているからということかもしれませんけれども、そのことによって地元に対しての部分というのが出てくるのかどうかも含めてですけれども……（「区有財産こっちにあるからから」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 今、質問は9ページの歳入のことでやっているんでしょうから。（「何か」の声あり）区有財産でも結構なんですけれども、今言われたので、どうぞ。

○7番（赤間幸夫君） 区有財産の部分ですね。何だ、ざわついて、分かんない。

○議長（色川晴夫君） いや。今手樽が、いいですか。答弁。佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 区有財産特別会計繰入金の歳入のお話というか、ご質問だと思われ、区有財産特別会計の補正予算でも組んでおりまして、今まで議会から区有財産特別会計の廃止ということで、度々ご指摘とかがございまして、町担当課の財務課として進めてきたところでございます。

これまで、説明して一番財産が多い松島区ということを中心に進めるということでしたが、令和2年、令和元年度の決算、その庁内でというか町内部の打合せのときに、大きい財産の松島区のみならず、表現的に不適切でも、小さい今回廃止する手樽区、初原区も併せてなるべく早めに財産整理というか、そちらの行うよう町長からも指示があったこととございます。それらを含めて、財務課といたしましても昨年度から手樽区及び初原区の財産整理ということも踏まえて、区長さんにお話はいたしました。先ほど赤間議員おっしゃったように、財産というか、積立金も少ないもので区会に諮って回答しますということも踏まえて、今回再度補正予算組む前に再度確認したところ、両方の区長さんから区会で諮っても異議がなしということも踏まえて、今回令和3年度をもって手樽区と初原区については区有財産特別会計を廃止しますということの承諾を得て、今回補正に計上させていただきました。

また、残りの松島区とか高城区とかのお話になりますけれども、松島区についても引き続き協議をしており、昨年10月20日頃、松島区の役員会に私を含めて職員4名で参加して松島区にも説明、松島区が一番お金的にも多いものでその辺の取扱い、区の要望とかがあればということでお話はしてきました。ただ、すぐ回答もできないということで、後日区会、区長さんを通して回答という話だったんですが、どうしてもすぐ、数千万円のお金ですからこれと

これとという話にはならなくて、町としては令和4年度をもって廃止したいという旨は、松島区に伝えております。また、もう一つ、北小泉区についても区長さんに話しして、令和4年度をもって廃止したいということの区長さんにお話はし、北小泉区についても区会で話したんですが、どうしても分からないというか、区有財産って何なのかということで、令和4年度になってもいいですので、町で来て説明をしてもらいたいという区長さんの要望がありましたので、令和4年度になってから私たち、私替わらなければ行って説明をしてきたいなと思っております。

同じ話になりますが、松島区、北小泉区については令和4年度廃止に向けて進めている。残りの高城区、幡谷区については以前から松島区の動向によって進めますという話をしているもので、高城区、幡谷区についても4年度頃から交渉というかお話をし、令和5年度を目途に廃止に向けて進めたい。全てそちらで廃止といった場合に、区有財産特別会計の条例の廃止も必要になりますので、併せて廃止をしたいということで考えているところでございます。長くなりましたが、以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） ぜひとも、そういった財務課長自身が申し上げているスケジュール、令和4年度中くらいにはおよそ皆、目鼻をつけて、区有財産関係の会計そのものが閉鎖できる状況までもっていかれたらなという思いですので、再度確認で聞きました。よろしく願いいたします。

それから、6款の農林水産費の中に農地費あるわけなんですけれども、経営土地改良事業負担金、マイナスで143万2,000円ほど予算の事項別、27ページにあるんですけれども、これはどういう関係で、要するに改良区さん側からの意向で、このように負担金をコロナ禍とかあるいは災害関係があったからとか、いろいろそういうことの思いで、松島町に対して負担金の三角という形に対応されているんですかね、その辺確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 負担金につきましては、まず一番大きいのは改良区に対します排水機場の運転費になります。こちらが145万8,000円ほど減額をしておりますけれども、この減額の理由としましては排水機場ですので、雨の量との関係があります。そちらで去年はあまり排水機場運転しなかったという形になって、減額となったものでございます。

また、県営土地改良事業の負担金も、銭神管内排水機場って吉田川の鹿島台側というか、大崎側でやっている事業がありますけれども、こちらの減額が4万4,250円あって合わせたもの

でございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間議員。

○7番（赤間幸夫君） 分かりました。それから、災害復旧関係の事業の部分についてお尋ねします。災害復旧でいいんだな、ごめんなさい、災害復旧の前に33ページ、保健体育総務費の中に工事請負費で町民グラウンドの照明設備、LED関係だと思うんですけども、少し大きく減額補正にかかっているんですね。352万4,000円っていうんですけども、これはどんな理由から減額になっていますか。工事請負差金か何かなのか。お答えいただきます。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育課長。

○教育課長（千葉忠弘君） 工事請負差金で減額補正したものでございます。以上です。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 町民グラウンド部分で照明施設トータル何基だ。16基ぐらいあるんですか、もっとあるね。それぞれでLED化の関係の工事をされたんだろうなど見て、利用者の1人からも喜ばれていましたので、大変、もうちょっと早くできたらなという思いもありますけれども、やってくれたなという思いで話しさせてもらったので、その辺の差金だろうと思いますけれども、数字が大きいものですから、取った予算に対して、随分頑張った業者さんなんだなと思いながら聞かせてもらいます。

それから、最後です。災害復旧関係です。11款の2の部分で小森のため池の災害復旧工事があるわけなんですけれども、30万、これまたかなり予算に対して大きく減額となっているんですけれども、予定された工事ボリュームというか工種内容、トータル全部済ませた結果であっても、このように減額になったんですか。最初の見積りが、現場が現場なのでそういうことなのかどうかも踏まえて説明いただけますか。

○議長（色川晴夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらの工事費につきましては、小森のため池の災害復旧費となっておりますけれども、当初査定で受けたものから実施設計を踏む際に仮設道路が必要になります。ため池がかなり奥のほうにありましたので、仮設道路を田中川を渡って仮設道路を造らなければならないということで計画もしておりました。ただ、いろいろ協議を進めている中で、県道から直接のり面を使いまして仮設道路ができるということで、その分で設計額が1,200万円ほど安くなっております。あとの差額につきましては、工事の契約差金という形で差額となっております。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 赤間幸夫議員。

○7番（赤間幸夫君） 明確に理由がそのように説明されると分かるんです。どうしても、災害復旧とか災害絡みの見積り額という、少し多く出しておいて実際最終的には精算するとそんな感じで足がかかっていくというパターンでしょうから、それはそれでいいんです。ただ、初期の目的が全部達成され、そのため池を生かされることによって仮受け先の水害の軽減でしたりあるいは受益を受ける方々の部分で水利組合とか何かあるんでしょうけれども、そういう方々が有効にため池の管理も含め対応できていくということであれば、それはそれでよろしいかと思しますので、この辺は理解しましたので、よろしくをお願いします。今後ともそういう点、細やかな目配せというか、対応をお願いして終わります。よろしくをお願いします。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕、

○議長（色川晴夫君） なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員であります。よって議案第9号令和3年度松島町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決されました。

1時間なりますね。

休憩に入りたいと思います。14時10分まで休憩に入ります。

午後 1時55分 休憩

---

午後 2時10分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

---

日程第13 議案第10号 令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第10号令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算

(第4号) についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野章議員。

○10番(今野 章君) 10番今野です。国民健康保険のほう、特定健康診査委託料200万円ほど減額しているんですが、これは受診率の低下が要因なのかどうか。その辺のご見解と令和3年度の受診率、前年対比でお知らせいただければと思います。

それからもう一つ、年度末における財政調整基金の残高、分かれば教えてください。

○議長(色川晴夫君) 答弁。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長(安土 哲君) 今回の200万円ほどの特定健康診査の委託料の減につきましては、当初予算におきましては平成30年に作成しましたデータヘルス計画の推計値で、1,528人分を計上しておりましたが、実際には1,207人ぐらいの受診見込みということで、その分を補正減としております。受診率につきましては約49%ということで、受診率は令和2年度に対してはほぼ同数ということになっております。

最後に、財政調整基金の残高につきましては、約3億6,600万円ぐらいが令和3年度末で見込まれているところであります。以上です。(「了解しました」の声あり)

○議長(色川晴夫君) そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) 質疑なしと認め、討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(色川晴夫君) 起立全員であります。よって、議案第10号令和3年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第11号 令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
について

○議長(色川晴夫君) 日程第14、議案第11号令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算(第

3号) についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野章議員。

○10番(今野 章君) 先ほどと同じように、年度末における財政調整基金の残高をお知らせください。

○議長(色川晴夫君) 佐藤財務課長。

○財務課長(佐藤 進君) 介護保険特別会計の年度末の基金残高ですけれども、令和3年度末で1億2,700万円程になります。以上でございます。

○議長(色川晴夫君) 続きまして、質疑を受けます。赤間幸夫議員。

○7番(赤間幸夫君) 7番赤間です。私からは、防災改修等支援事業が繰越しになるということとありますが、これは今現在の資材とか、そういったものの調達等に時間を要したりあるいは仕事する業者さんの関係等でそうなっているかどうかの確認をさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長(色川晴夫君) 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長(齊藤恵美子君) こちらの事業は磯崎にございますグループホームコスモスでの改修工事に係る補助となっておりますが、半導体不足のために一部部品が取り寄せに時間がかかっており、工期が予想以上に長引いていると確認させていただいております。

○議長(色川晴夫君) よろしいですね。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) 質疑なしと認め、討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(色川晴夫君) 起立全員であります。よって、議案第11号令和3年度松島町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

について

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第12号令和3年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第12号令和3年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第13号 令和3年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算  
（第1号）について

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第13号令和3年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野章議員。

○10番（今野 章君） 先ほども、一般会計の歳入でお話があったわけですが、いわゆるそれぞれの残された、松島区、幡谷区、高城区、そういったところではある程度の金額の財産を今現在お持ちになっているということになっているわけなので、その財産の処分の仕方というのは、今後どういう方向で考えていくのか。今現在、話合いもされている途中だとは思いますが、どういう見通しなのか。例えば、片一方の松島区だとうん千万円と、こういう単位になるでしょうし、それから土地もあるんですか、不動産的なものもあるのか、財産として。そういうものの処理をどうするのか、いろいろあるんだと思うんです。あとお金でほぼ全財産だといった場合があると思うので、今回処分する初原区と手樽区は合わせても8万3,000円ということで、そんなに大きい金額、83万円だっけ、そんなに大きい金額でないとええな

いんですが、これから処分するところは話合いは相当、お金の処分についてはいろいろな議論があると思うので、見直しについて教えてほしいなと思うんです。財産、やはり例えば100万円ぐらいあるところだとその分ぜひ区で頂いて、区で自由に使わせてほしいとか、いろいろな議論が出てくるんだと思うんですが、今回こうやって残っている財産を一般会計に繰り入れる形で処分するということになる、繰り入れたお金はどう使われるんだろうとか、その辺いろいろ疑問が出てくると思うので、その辺中身も少し詳しく教えてほしいなと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 先ほど一般会計でも若干触れさせていただきました。今、今野議員さんからお金の話と土地というか、財産の話と、土地については令和2年度からある程度一般会計で全て管理すると言っているもので、管理はもう一般会計でずっと。ただ、もともと区有財産といっても町有財産ですので、町の財産ということになりますので、区有財産特別会計で管理している一般会計で管理しているといっても、町での管理というのが原理原則でございます。

土地については町ということで、区ではないというのが前提と。ただ、お金なんですけれども、先ほどおっしゃったように一番お金を持っているのが松島地区と。そちらについては一般会計でお話のように、10月20日、区会でも話をして町としては一般会計にそのお金を繰り入れして区の要望で事業の実施と。ただ、1か年で三千数百万円というか、計算してみれば分かるんですが、それは使うのというのも区としても、予定ではこの事業といっても翌年度になると変わる可能性もあるもので、複数年で町と協議してこの事業をしてもらいたいとか、これをしたいとかいうのであれば、町に要望等をして町の一般会計の予算で事業の執行ということのお話は、松島区にさせていただいております。区としてもそれに関して異議の申立てはなく、今後どのように何をするのかということで、考えていくというご意見は伺っております。

ただ、残っているのは次のほうでは高城区も、金額を言うと130万円弱ぐらいのもので、この件についてもこのお金をどうしてということで高城区とのお話合い、北小泉区についても130万円弱ですけれども、そのぐらいの金額ということですので、松島区と同様にあくまでも区と話をして町の事業で執行して、区の道路整備ではないですけれども、こういうので事業をしていくという方向で、今担当課では考えているという状況でございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 大体分かりますけれども、そうしますと一般会計に全体として繰り入れていくんだけれども、2年になるか3年になるか分かりませんが、そういう年の中で区の要望に基づいて残っている財産については処分すると、そういう考え方で町としては進みたいという理解の仕方でもいいのかどうか。その辺についてだけお答えください。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 今、今野議員さんご質問になったように、一番大きいのは松島区です。松島区だけが複数年でと、ほかの区については1か年ぐらいでと。ただ、松島区については先ほど私答弁漏れたんですが、その金額について1年でこのくらい使いますよ、残りこのくらいですよというのを決算ではないですけども、きちんと示しながら区と調整して事業を進めていきたいというお話はしておるところでございます。以上でございます。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第13号令和3年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案14号 令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）  
について

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第14号令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第14号令和3年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第15号 令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（色川晴夫君） 日程第18、議案第15号令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第15号令和3年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。30分ぐらい時間取りたいと思いますので15時再開といたします。

午後 2時25分 休憩

---

午後 3時00分 再開

○議長（色川晴夫君） 会議を再開します。

お諮りいたします。日程第19、議案第16号から日程第27、議案第24号までは、令和4年度各種会計予算に関する議案であり、提案段階で一括議題とすることを決しております。質疑についても一括で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

---

日程第19 議案第16号 令和4年度松島町一般会計予算について

日程第20 議案第17号 令和4年度松島町国民健康保険特別会計予算について

日程第21 議案第18号 令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第22 議案第19号 令和4年介護保険特別会計予算について

日程第23 議案第20号 令和4年度松島町介護サービス事業特別会計予算について

日程第24 議案第21号 令和4年度観瀾亭等特別会計予算について

日程第25 議案第22号 令和4年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について

日程第26 議案第23号 令和4年度松島町下水道事業特別会計予算について

日程第27 議案第24号 令和4年度松島町水道事業会計予算について

○議長（色川晴夫君） 日程第19、議案第16号から日程第27、議案第24号までは既に提案説明が終わっておりますので、直ちに総括質疑に入ります。質問者は、質問席に登壇の上、質問願います。2番米川修司議員。

○2番（米川修司君） 2番の米川修司でございます。初めに、お断りしたいですけれども、私が総括質疑で取り上げるのは1つだけですが、令和4年に入りましてから間もなく報道されてずっと気になっていたところでありまして、施政方針にもありましたところで過疎地域指定のことです。もともとは一般質問で取り上げようと思っていたところですが、まだ法令上は過疎地域に指定されていないところで、そういうところで総括質疑で触れさせていただきます。

概要としましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づきまして、令和4年4月1日より過疎地域として松島町が指定される見込みということで、全国的に見ます

と過疎地域に指定されている市町村は計885というところで、全体の51.5%に上るところで、全国の市町村の約半数は過疎地域に指定されているところであります。

初めに、これから松島町が全部過疎地域として指定される見込みなんですけれども、全部過疎の人口要件というもののうち、松島町は、具体的には人口減少率などを指しますけれども、本町はどの要件を満たすのか。具体的には、長期の人口減少率その1だったり、長期の人口減少率その2、これは高齢者比率、若年者比率も含まれますけれども、そして中期の人口減少率といったところで、本町はどの要件を満たして過疎地域の指定となる見込みなのかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 一応予定ということで、その要件の今回松島町が該当する項目ということであります。今、議員から人口要件のところ、長期の1、2ですね、それから中期の分で、まずここで1つ該当する場合、該当になるかということなんですけれども、まず松島町は人口の中期の分で平成7年から令和2年度までの人口減少率、これは23%以上であれば要件として該当すると、このときに松島町が試算しますと23.18ということで、今聞いております。それからもう一つ、財政力要件、財政なんですけれども、この要件が平成30年から令和2年度の3か年の平均になります。これが、0.51以下であればということであります。松島町はこれにつきましては、0.46という形になりまして、人口要件と財政力要件、これを目指しますので、過疎ということの要件に該当するというところであります。以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 財政力要件につきましては、私も触れようと思っていましたので、先立ってどうもありがとうございます。財政力指数については、何年前から全市町村の平均を下回っていたのか。今年度からなのか。そのあたりをお尋ねしたいということと、あと今回人口減少率については、中期の減少要件を満たすというところだったんですが、参考までに高齢者比率や若年者比率のところ、長期2に該当する要件ですけれども、こちらは要件をもともと満たしているのか。満たしているなら何年前から該当していたのかということも併せてお尋ねできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず財政力指数で言いますと、松島町の財政力指数は大体0.5以下で随分続いてまいりましたので、この部分ではまず1つ該当になっていたんですけれども、人口要件の中期の分で該当していないということで、先ほど言いました年度で初めて23%を

超えたということで、人口とそっち、両方クリアしたので過疎地域指定になったということ  
であります。それから、質問の人口要件の①長期の高齢者とかこれについて分かりますか。  
ちょっと私のほうでちょっと控えていなかった、分かりますか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず、人口要件、長期①というものがございまして、これに  
つきましては令和2年度の国勢調査の人口要件を参考にしております。こちらのほうなんで  
すけれども、30%以上減少、該当になります、本町におきましては22.75でございまして。ま  
た、人口要件2で高齢者比率が38%以上という基準に対しまして、本町は39.16%。同じく、  
若年者比率につきましては11%以下ということについて9.11となります。ただし、その中で  
人口減少率、長期40年間の減少率が25%以上の減少が、長期の②に該当しますが、本町にお  
きましては22.75で1項目外れているために、長期には該当しないということの結果になって  
おります。以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 承知いたしました。よく分かりました。まず、全部過疎の人口要件につ  
いて確認させていただきました。次に、過疎地域持続的発展市町村計画、こちら施政方針に  
ありましたけれども、こちらの計画の策定をされるということですのでけれども、この計画の策  
定が何月頃終わるのか。そして、ホームページで公表されるのは何月頃を予定しているのか、  
そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、今松島町で考えている流れ、ストーリーでありますけれども、  
今日も月曜日ということで、庁舎内の課長さん方集めた連絡会議で、この計画の1つの流れ、  
スケジュール、予定、今後の考え方、取り組み方というの調整をさせていただいたんですけ  
れども、その流れでいきますと、大体6月中旬頃までに、この計画書の素案を策定をする予  
定であります。その後に、できた素案で宮城県と協議したり、いろいろヒアリングをしてま  
いります。それを受けて、今度計画素案のパブリックコメントを求めて、それにおける対応  
をし、1つの計画書を宮城県に提案をするという、それが大体7月中旬頃になってくるん  
ではないかなと思います。

という流れの中で、議員の皆さんと全員協議会でその辺の素案の取扱い、どの時期になるか、  
まとまりの経過でありますけれども、議員の皆さんと全協か何か。そういう場でこの案につ  
いてご説明をし、いろんなご意見を賜ればなと考えております。そして最終的には、この計

画書について予定でありますけれども、9月頃の定例議会で皆さんにお話しできれば、皆さんにご意見、議決等いただければと考えております。そういう流れで今後進む予定で、今の段階でありますのでよろしくお話ししたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 承知いたしました。9月定例会で、議会に諮られるということでよく分かりました。ほかの過疎地域指定の自治体のホームページを見ますと、公表もされているようなんですけれども、実際公表の予定までは、話せる範囲で構いませんが、知りたいところですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） この辺のストーリー、もう少し内部、内容的に詰めてからその辺の公表、それから取組と県といろいろ協議していく中での内容を、少し熟度が上がりましたら、公表できるものは公表していきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） よく分かりました。引き続きよろしくお願ひします。過疎地域持続的発展市町村計画の続きですけれども、こちらほかの自治体のを見ても、特別事業分としての計画も記載があるんですが、こちら松島町として今、検討されているところ、ここで話せる範囲で構いませんので、特別事業分としてどんな事業計画を予定されているかをお尋ねいたします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） この過疎につきましては、今年に入って1月に入って、国から直接総務省から、松島もということで、正直言って自分自身がびっくりしたんですけれども。何で過疎なんだということで、それでえらい反発したんですけれども、それでも国のほうの、こういった決まりで先ほど副町長が答弁された内容で、町が該当するということであれば、それは逆にそれで過疎に対しての逆に有利な方法を今度、町は考えなくちゃならない。必ず、その過疎というものについては、これからの人口増とか、そういったまちづくりにおいて、国が特別な支援をするから少し頑張りなさいという叱咤だと思いますので、それらについていろいろ協議をしていかななくちゃならない。令和4年1月にそういう通知があつて、令和4年2月頃から庁舎内で担当課を含めて、いろいろ協議をさせていただいて、今後の進め方等についても、先ほど副町長から骨子がお話しされましたけれども、そういった内容等についてのたたき台を、どういう段階でつくっていったらいいかということで、今やっております。

ですから、今、議員から、どういう内容にしますか、どういう、こういうふうにしますかという、これから練っていく内容でございますので、今ここでこういうことをやりますということはなかなか言えない。ただ、目的的には町の持続可能ということでありますので、人づくりであったり人口増につながる試案だったり、そういった内容等に多分持っていくようになるんだろうと思いますけれども、それについても議会のほうには、先ほど全協というお話もありましたけれども、その議会のご意見を賜って本計画に持っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 承知いたしました。はい。今の答弁を踏まえると、次の質問が若干しばらくはわかりませんが、総務省ホームページを自分なりに拝見しまして、過疎地域持続的発展支援交付金事業というものがあるということで、こちらの、まだ具体的には来年度に応募できるかどうかというところでありまして、総務省のホームページによりますと、専門人材を活用する事業であったり、ICT等技術を活用する事業、あと町長の答弁にもありましたように、人材育成関連の事業であったり、あとは集落等移転ですとか、定住促進団地整備であったり、定住促進空き家活用など、こちら複数の交付金事業がありまして、今年度はもう締め切っていて、今年度の応募はもちろん無理なんですけれども、来年度もこの交付金事業が継続する場合、ぜひ応募していただきたいところですが、そのあたり構想だけでもお知らせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今回過疎法については、第5次なんですね。第5次ということで、令和3年から令和13年までの間でやりなさいよということなんです。ですから、もう令和3年は今月で終わりですので、令和4年から。残された期間、どんどん少なくなってまいりますので、できるだけ早めに立ち上げて、令和5年度の予算からはもうきっちり反映できるようにしないと、うまくないのではないかなと、今思っています。

これは過疎法が始まったのは昭和45年ということで聞いてますので、昭和45年から54年までが第1次過疎法で、今第5次ということで、最初のほうはものづくりに走ったみたいですね。箱物行政です。箱物を造ってきたんだけど、まだ20年か30年かたって、その箱物の造り替えを、建替えをしなくちゃならない、そういう時期に来てるといのがこの過疎法で建てた建物らしいんですけど、そういったことも過去にはあったようではありますが、今、議員から言われたように、そのハードな面とソフトな面、人づくりのいろんな今、お話ありま

したけれども、そういったものについて有効に、国の過疎債を使ってやってくださいよということなんです。ですから、うちの町にどういったものがどういうふうにマッチングするかということは、これから今、庁舎内でたたき台を作って、それから議会にお示しをしてご意見を賜ってどうのこうのという運びになってきますので、ここで米川議員にこうしていきます、ああしますっていうのは、なかなか今の段階では言えない。ただ、そういう構想でありますので、令和4年度中に早めに、令和4年の9月議会ぐらいには、つくり上げていけば12月、予算の策定時期に間に合わせていきたい、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 承知いたしました。この事業につきましては今年度で言いますと、応募締切りが2月というところだったので、このままいくと来年の2月までには提出が必要ということで、12月定例会で諮られれば応募期限には十分間に合いますし、あと、実際来年度中に応募しまして、実際に事業を遂行するのが令和5年度中という条件付ともなりますので、これからというところでもありますけれども、ぜひよろしく願いできればと思っております。

ちょっと細かいところも一部ありましたけれども、ちょっと脱線しているように見えるかもしれませんが、私の中では過疎地域指定の話の延長と思っておりますので、話をさせていただきます。松島は来年度から過疎地域指定ということですが、先ほども触れたように、全国では約半数の自治体が過疎地域指定ということで、多数派でもなければ少数派でございませぬ。あと、たとえ過疎地域であってもいわゆる住民幸福度の高い自治体であったり、住み続けたい町であったり、そういったものが複数存在するというところで、こちらは昨年12月です、某住宅メーカーの居住満足度調査というのを拝見したんですけれども、住み続けたい街ランキングトップテンに京都府与謝郡与謝野町というのが入ってまして、こちらは総務省のホームページを見ると全部過疎に指定されておりますし、同じ調査で街の幸福度ランキングというのもありまして、こちらトップ3に愛媛県の伊予市というのがランクインしてまして、こちらはみなし過疎指定地域っていうことで、こちらも過疎地となっております。それで特に私は住民幸福度というのを気にしているところでもありますけれども、本町で見ますと、全世帯意識調査というのを実施されたのが、新型コロナ発生前の令和元年9月というところですが、前回の意識調査をしてから時間がたっておるっていうところと、施政方針にもありましたように、過疎地域指定となってから国の財政支援があるというところで、こちらもし財政支援を活用できるのであれば、ぜひ今触れました住民幸福度、町民がどのくらい住民幸福度を持って暮らしているのかというところ。なかなかコロナ禍で、町民と直接

聞き取り、ヒアリングというのは難しいところなんですけれども、例えば町民アンケートを実施するとか、そういったところで、まずもって町民の住民幸福度を調査してはいかがかと考えるところですが、そのあたりいかがでしょうか、お尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今回の新しい過疎法で、今、いろんな京都のある町をテーマにお話しされましたけれども、今回の新しい過疎法では、例えば鳥取県は全域が過疎法に入っているという話。それから、鹿児島県も鹿児島市を除いてあとの市町に関しては過疎法に入っている。ですから、逆にこの過疎が市町村の過半数に及んだことで、否定的に捉えることじゃなくて、新しい仕組みの構造をちゃんと理解して、挑戦する地域をつくれということだと思えます。だから、そういったことで取り組んでいく中で、今議員が言われた住民幸福度のアンケートというお話しされましたけれども、9月もしくは6月、いろいろ協議をしていく中でタイムリー的なものがどうなのかという問題が、実はあるのではないかなど。そのアンケートを取るにしてもそのアンケートの内容、それからアンケートの方法にもよるんでしょうけれども、担当のほうには一度どうなのかということで調査をさせますけれども、なかなか現実を持っていくのは難しいのではないかなどという気がいたします。

ただ、今議員から言われた内容について、ちょっと考えてはみたいということは考えてみます。テーブルには乗せる。ただ、実行するか、しないか。時間的なこともあるので、なかなか難しい面もあるかもしれない。

それから、コロナ禍でなかなかお話を聞く機会がないという話でありますので、今のオミクロン株がこの後どういうふうに移りしていくか。宮城県も落ち着くようでなかなか落ち着きませんので、この先いつオミクロン株が収束していくかにもよるんですけれども、町とすれば、令和4年度に最大限で区に出向いて、区長さん方、もしくは役員の方、これからの構成は考えてはいきますけれども、会議をし、出向いて行ってやる必要が出てきているなど。なかなか町と区の接点が、ここ少し薄れてきているところがあるのではないかとということもあるので、そういったことで、できれば全部対象ということなんですけれども、密の関係とか、いろんな会場の関係とか、そういった今後コロナのことを考えながら、タイミング的にも、いろんな様々なお話合いも今考えてはおりますので、その中で、今議員が言われた内容等の代表的な皆様方のご意見なんかも参考にできればなというふうには思っております。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 承知いたしました。そうですね。今、町長の答弁にありましたように、

まず職員の方々が、各行政区へ出向かれて、各行政区の皆さんの話を聞いていただくことと。こちら、私からも無理のない範囲で要望したかったところでもあります。あと、今、私がちょっと提案差し上げた調査。何とかテーブルに上げていただければと、まず現時点ではそのように思っておりますし、先ほどの答弁にもありましたので、現時点ではありがたく思っております。

ちょっと私の言葉足らずだったかもしれないんですが、私は、決して過疎地域指定のことを悲観的に見ているというところっていうのはないといえますか、過疎地だから寂しい町だとか、そういった先入観は持ち合わせておりませんので、こうやってきちんと言葉に表さないと、伝わりにくい部分かと思いますので、こちらの補足をさせていただきます。

そうですね。あとここからは、私の要望となりますが、先ほどのいわゆる住民幸福度の調査というところで、テーブルに上げていただけるということもありましたので、補足させていただきます。こちら町で行われています全世帯意識調査というのは定期的にあります、こちらはあくまで各行政のプロジェクトの達成度を図るといった目的、趣旨が大きいかなと認識しております。

一方で、私が申し上げたその住民幸福度の調査というのは、まず内閣府のホームページを見ますと、2019年より満足度生活の質に関する調査というのが実施されていますよ。具体的には13分野別に我が国の経済社会の構造について、人々の満足度の観点から多面的に把握しましょう。そして、それを政策運営に生かしていくことも目的とするものであります。

あと、国とは別に自治体レベルでもありまして、例えば、東京都荒川区ですと、平成25年より毎年実施されているようですが、いわゆる区民の住民幸福度調査というところで、こちらは内閣府の示しているものよりもより細かく、幸福度指標というのは自治体独自で設定しております。具体的には、まず計6分野にわたりまして指標が39あります。これは、指標の中でも比較的重要度の低めのものっていうのが、まず39ありますと、あと上位に位置する指標として健康実感であったり、子供の成長であったり、生活のゆとりとか、生活環境、文化コミュニティ、そして安全安心といった6つの上位指標というのを掲げまして、そして最上位に置かれる指標といいますが、本当にダイレクトでシンプルな指標ですけれども、幸福実感というところであなたは幸せだと感じますか。こういった幸福度指標というのを掲げまして、この東京都荒川区としましては、こういった指標を基に地域住民、議会、それに加えて執行機関が目指すべき将来像や政策体系といったもの、こういった基本構想を幸福度指標を参考につくっているというのを目にしております。

繰り返しになりますけれども、今まで行われている全世帯意識調査と申しますのは、各行政の各分野におかれまして、各プロジェクトを実施されていますけれども、その各プロジェクトの達成度をはかるといのが大きな趣旨と認識しております、今日私が提示しましたこの住民幸福度調査というのは、また別の概念だと認識しております。私が要望しておりますのは、その住民幸福度という物差しを、これから取り上げていくところです。そういった中で、町民の幸福の実感の度合いというものがこれからさらに高まるように、そして町政運営がよりよくなるように、そういったところへつなげていくものとしまして、住民幸福度調査というのをぜひ要望するところでありまして、こちら補足させていただいて、私からの総括質疑とさせていただきます。以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員の総括質疑が終わりました。次に、菅野隆二議員、登壇の上、質疑願います。

○1番（菅野隆二君） 1番菅野隆二でございます。私なりに施政方針を何度も読ませていただいて、そこで気になる分をちょっとご質問させていただければと思います。ですので、初めてというところもあって、そんな基本的なこと聞くなよってというところも、もしかしてあるかもしれないんですが、その辺はどうぞご了承いただければと思います。

まず初めに、施政方針の1ページの下段から2ページにかけて町の重点戦略に位置づけている認定こども園の建設に着手し、松島町で子供を産み、安心して子育てできる環境づくりを目的とし、町民の期待の高まりに応えるべく、これまで同様に松島町社会福祉協議会と協働し、事業推進していくと示してあります。開園は令和5年度と伺っていましたが入園するお子さん、町内で地域別で考えると、それぞれどれくらいの割合になるのかという見込みがあればもし、教えていただきたい。

また、保育所のない北部地域の子育てできる環境づくりについては、全く触れられていなかったもので、子供を産み、安心して子育てできる環境づくりというのは、今回建設される認定こども園で、町全体全ての地域を網羅できるものと考えているのかというところをお聞かせ願えればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、認定こども園、令和5年4月開園目標で今進んでいます。この間、議会にもいろいろご意見賜りましてありがとうございます。令和5年4月に向けての入園の関係については、後で担当の課長から答弁させたいというふうに思います。今、いろいろ説明会等々を行っている最中ですので、中間的な報告になるかもしれませんが

も、よろしくお願ひしたい。

それから、北部地域については触れていないということでもありますけれども、当初予算でありますので、当初予算には入っていません。ただ、北部地域はどこからどこまで北部地域という、まず第五ということであれば、第五小学区ですか。そちらを中心的に品井沼駅前等で幼稚園もあれば、小学校もあればということなので、松島町として1つの町をそこできちっと形成しておかなくちゃならない。そういうことが、まちづくりの中に、まずあります。

ですので、なかなかその、後で聞かれるかどうかありますけれども、地区計画だなんだやっけていても、このうちが更新してこない。そこで町は、いろいろ整備しなくちゃならないというのは議会からお話しされておりますので、今後そういったところに傾注していくんだらうと思ひますけれども、そういったつくりのところで、今の段階でなくて、今後北部地区でも子供を産み育てやすく、またそういう人たちが増えてくるという状況をきちっと確認して、確認した上でいろんなことに進めていきたいと思ひますので、今の段階であるいはそういったところの、地域の出生数とか、そういったものをしっかり把握する必要があるのかなと思ひます。ただ、全体計画の中ではきちっと位置づけられておりますので、そちらのほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 人数のほうを。

○議長（色川晴夫君） 失礼しました。佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 新たに、令和5年度に開園します認定こども園で、地域別の入園予定児童数というご質問かと思ひますが、先月2月から町内の保育所、幼稚園の保護者を対象に説明会を重ねてまいりました。その中でお話しさせていただいておりますのが、今回のこども園については、地域で限定するのではなく、あくまで保護者のほうで新たなこども園に入りたいか、または公立の保育所、幼稚園に入りたいかということで、保護者に選択権を説明しておるところでございますので、地域で何人、何人という縛りはございません。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 保護者の方に説明していく中で、保護者さんの意向にというところなんですけど、入りたいって言った方は大体何割ぐらいの方がいらっしゃるんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 具体的に意思表示についてはまだ示されていませんので、今、

各家庭内、地区のお友達グループの中でもいろいろ議論されている段階かと思えます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 北部地区でもう1点。教えてほしかったんですが、保育所、幼稚園再編スケジュールでは、第五幼稚園を認定こども園化する案というので、私は認識していたんですけども、こちら実施される年度というのはいつ頃になるのかというのが分かれば、教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木調整企画課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） こちらにつきましては、過去に全員協議会におきまして、議員の皆様にもご説明させていただいておりますが、一応目標といたしましては、令和7年度頃をめどに計画はしておりますが、今後の出生児数の推移や住民のニーズ等も踏まえながら、どの年度が適正なのかについて検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 町長のお話にもあったんですが、その北部、五小学区と区切ったのであれば、その出生率が上がったとか、お子さんの数が上がったときに検討するというところだったんですが、逆にこれが出生率が上がらなかったりとか、お子さんの数がそのままであるっていった場合は、これが認定こども園化をストップするとかという可能性もあるものですか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 今後の計画につきましては、現在説明している内容で検討は継続します。ただし、将来的な推移についても、実際じっくり見極める必要がございますので、その段階で改めて何か変更があれば、また皆様に説明させていただければと思います。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） いろいろとお答えいただきありがとうございます。松島町はどこに住んでいても、子供を産み、安心して子育てできる環境になるように努めていただければと思います。

続いての質問に行かせていただきます。また、施政方針の2ページの下段に、自治体DXデジタルトランスフォーメーション計画推進についてということで示されております。デジタル庁が創設されたことで、町も昨年12月にデジタルトランスフォーメーション推進本部とい

うことを立ち上げたと示されていますが、昨今耳にするのが、ベンダーロックインという言葉が耳にすることが多くなりました。ベンダーロックインというのは、つまりソフトウェアの機能改修やバージョンアップ、ハードウェアのメンテナンスなど、情報システムを使い続けるための必要な作業を、それを導入した事業者以外が実施することができないために、特定のシステムベンダーを利用し続けなくてはならない状況に陥るといえるものです。最初に使ったメーカーしか扱えなくなって、身動きが取れなくなるというような形でございます。

こういった問題が根強く残っているという現状で、改善に向けて公正取引委員会が2月8日に、公表した報告書では、実態を明らかにして国や地方自治体に働きかけを始めたというところになっておりますが、デジタルトランスフォーメーションを推進するに当たって、このベンダーロックイン対策を含めた具体的な推進方法というのをお聞かせ願います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 自治体DXにつきましては、町においては国から示された自治体DX推進計画に基づいて、松島町の庁舎内にそういった担当の推進本部をつくって立ち上げております。町長が中心ということでありまして、実現は副町長を中心として、まず各課長さん等でどういった内容で進めていったらいいのかということで、今10人を選んで協議を重ねてきております。

協議を重ねてきてまいりましたので、その内容等について今度各担当のほうから、町職員全員に対して、今後の考え方について説明されているということでありまして、これから実際に取り組むに当たっての考え方でありまして、今、菅野議員が、いざできた後のことを今ちょっと懸念されているところがございますけれども、それについては今後の課題としてしっかり捉えていきたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 先ほど、ベンダーロックインのお話がありました。それについてお答えしたいと思います。町でも住民基本台帳、住基システムと各種ベンダーのほう、これまで使って電算化、取り組んでまいりました。これまで、国の動きとしまして日本全国の自治体の仕様が標準化されていなかったと、1つ大きな問題となりまして、昨年9月に立ち上げられましたデジタル庁におきまして、国内の自治体のシステムの標準化の編成作業を現在進めております。その目標が令和7年度ということで、本町におきましても国が示すシステムの標準化に歩調を合わせて取り組んでいきたいと。つまり、それが実現すれば、全てのベンダーが同じシステム、同じ内容の標準化になるということで、現在国を挙げて検討

している段階でございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 仕様の標準化というところで、なかなか国がやるというところであるんですが、それを国の仕様標準化というところで町もやると、逆にそのベンダーロックインの可能性が高くなるような気がするんですが、そういったものは大丈夫ですか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 全てのベンダーが、国が示すシステムの標準化に合わせたシステム開発を行いますので、メーカーはいろいろありますが、同じシステムの中身になると。画面の色が違ったりとか、ボタンの位置が違ったりといった具合なのはあるかと思いますが、中身については統一されるというところでございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 価格帯というか、そのかかる費用に関しても標準化されて、大体統一されるというところでいいんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） これまでベンダーでシステムエンジニアの単価がまちまちでございましたが、それらについても現在国で標準化で、歩調を合わせて検討しております。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。あと、施政方針の中で人に優しいデジタル化を推進という文言があったと思います。これは、総務省の計画の中でも使われていた文言なので使ったとは思いますが、私はちょっとこの人に優しいデジタル化というのが抽象的で分かりづらいなと思ったんですが、松島町における人に優しいデジタル化というのは、具体的にどういった意味合いなのかというところをお教えいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） こちらなんですけれども、行政手続のデジタル化を、まず当町では考えてございます。町の行政システムのデジタルのオンライン申請であったり、あと以前後藤議員さんからも質問、提案ありましたが、デジタルデバイド問題、要は高齢者の方が、町民誰でもデジタル端末を扱えるような仕組みをできればと考えているところでございます。もう一つ、これまで既に取り組んでいる内容でございますが、押印の見直しについても既に取り組んでございます。町でも全て確認をしまして、1,100件を超える手続ですけれ

ども、現在見直しがもう95%完了していると。年度内にはそういった手続を100%完了させたいという目標で取り組んでおります。以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。人に優しいということで、誰一人取り残さないというところがあるとは思いますが、デジタル、高齢者の方だったりとか、そのデジタルが苦手な方に対してのフォローというのはどういった形でして、誰一人取り残さないというところを達成するののかというのをお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木調整企画課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） こちらにつきましては国が示すデジタル支援員、これ民間のシステム、電話会社のほうで手続をしておりますが、そういった方々を庁内での講習会等に招きまして、参加希望の方、私はちょっと今ガラケーなんですけれども、スマホに乗り換えるのにちょっとちゅうちょしてるよという方もいると思うんですよ。中には、アイパッド使ってみたいんですけれども実際の使い方が分からないとか、そういったものについて民間の力を借りながら講習会を開催していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。町民の利便性を向上しつつというところでのデジタル化をお願いできればと思います。

では、続きましてですが、施政方針の3ページ中段のところ、自然災害や感染症対策を踏まえた避難所開設訓練などを示し、町民の生命、身体、財産を守るための防災対策を強化していくことを示しております。しかし、女川原発の再稼働に対する対策については示しておりませんでした。

2月11日に、東北電力女川原発の重大事故を想定した原子力総合防災訓練というものが、初めて実施されたとニュースで拝見しました。県内の自治体からは、地震、津波などの複合災害への対応、新たに浮上した新型コロナウイルス対策にも取り組みながら、スムーズに避難できるかななどの様々な懸念の声が上がっていた。本町においても、観光客の避難との両立に加え、渋滞やマンパワー不足を不安する意見もあったと報道でお聞きしました。本町は今回の原子力総合防災訓練に参加したのかどうか。参加したのであれば、どのような訓練結果となったのかお伺いできればと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 女川原発の防災訓練、コロナ禍の中で行われたようでございまして、全

体的に当初計画された内容を大幅に変更して、密にならないように、またオンラインを使って開催されたということで承知はしております。実際に、知事もバスに乗って避難を試みたという話も聞いております。ただ、実際それが全てどうだったのかという検証は、まだ私聞いていませんので分かりませんが、女川原発から30キロ圏内の自治体の参加と、それからそれ以外の参加ということでありまして、松島とすれば通信訓練などには参加しているということでございますので、詳細なことについては管理監のほうから答弁させます。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 2月10日から2月12日まで開催されたということで、原子力総合防災訓練、先ほど町長申し上げましたとおり、松島町としては通信訓練には参加させていただきましたが、実際に避難者を受け入れる実動訓練、こちらには新型コロナウイルスの感染症の状況等もありましたもので、参加はしていないということになっております。参加した通信訓練の内容につきましては、電力事業者からの通報の内容であったりとか、国の指示に基づいて原子力災害合同対策協議会というものがあるんですけども、こちらから決定した内容を緊急事態区分、いわゆるEALというものなんですけれども、事態の状況に応じた中で情報をEメールであったりファクスであったりとか、そのようなものを利用した形で、情報の受信と伝達体制のほうの確認ということを行う訓練になっております。

町としては、実際にどのようなものが流れてきて、そのときどのような行動をするのかというのを机上ではありますが、シミュレーションを行うという内容になっております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 通信訓練には参加したということで、この実動訓練に関しては、今回コロナでそういった影響があって参加しなかったのか。コロナでなければ参加していたという認識で間違いはないでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 我々としましても、実際に参加してみても動いてみないと、なかなか状況というものが分からないもので、できればどのような形でもいいので実働訓練には参加してみたいなという意向はありました。ただ、このような状況ということから今回は見合わせていただいたということになっております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） では、今後コロナが収束して、こういったまた防災訓練があったという場合には、町としては参加していくという方向でしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 町としては参加させていただきたい方向で進めたいとは思いますが、なかなか県の状況もございまして、例えばほかでも手が挙がっていた場合は参加できないという場合もありますが、町としてはできるだけ参加するような形の方向性で考えていきたいと考えています。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。あと、東日本大震災復興対策特別委員会の調査報告というのを拝見したんですが、松島町地域防災計画については、適時の見直しと原子力災害対策を含めた個別計画の策定を求めるとともに、見直し時には本会議に示すことを望んでいます。これ令和4年度において原子力災害だったりとか、感染症対策などの個別計画の作成というのは予定はあるのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） 現在のところは、原子力災害、または感染対策についての策定に予定はございません。宮城県で令和2年度に退城時の関係で阻害要因調査であったり、あとはそれに基づいて退城時検査ポイントの増設、最近は広域避難計画の見直しと行われておりまして、何か来年度においては交通シミュレーション等も検討しているということも聞いておりますので、町としてはその辺の状況も見据えながら、策定に向けた調査研究、検討というものを行っていくということにしております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。では引き続き、防災対策の強化をお願いしますということで、次の質問に移らせていただきます。

次に、施政方針13ページに、若い世代の方々が本町へ移住を決めるきっかけとなるような新しい魅力のある政策を検討してまいりますというところが示しておりましたが、これまでに移住を決めるきっかけとなるような政策というものがなかったのかなと思いました。また、移住を決めるきっかけとなるような新しい魅力ある政策というのは、具体的にどういったものを考えているのかというのをお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 移住に関しての政策はなかったのかということでもありますけれども、移住に関しての政策は、これまでも予算を取ってしっかりと、移住に対しての取組方をやっております。東京のほうに出向いてそういう移住を促すような活動を行ったり、県と一緒にな

って行動を行ったり、そういったことで松島町に移住をしてほしいということで、これまで進めております。そういったこともあって震災以降も、もう間もなく11年になりますけれども、松島町にも多くの方々が移住してきていることは確かなんでありますけれども、なかなかそれが人口増につながっていかない、自然減のほうが多過ぎるということで、バランスは取れていませんけれども、なお今後も若い人たちに、先ほど米川議員の総括にもありましたけれども、人口増につながるような施策をもっと前向きに、その過疎の中でこういったことが取り組めるのかを踏まえて、今後検討していきたい、考えていきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 移住の施策をいろいろと実施しているというところは承知していたんですけれども、この施政方針の中にまず新しい魅力ある施策を検討してまいりますと明記したということは、今までやってきたのは、そこまで望んだ結果とはちょっと遠かったというイメージでしょうか。その辺をお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今、コロナ禍でなかなか人の移動が大変なところに来ておりますので、そんな中で松島町としましても感染症等を考えて、テレワーク等のスペースを活用した活動も取ってきております。実際ホテル等も8つのホテルが、そういったことで取り組むことになっておりますので、そういったものを総合的に町がきちっとリードしてやっていって、移住につながっていければなと思いますし、また学生でも子供たちでも、そういうテレワークのところに行って実際触れて、そういう行動ができるようなことも考えていきたいとは思いますが、コロナが収まった後に様々な支援をやったときに、つながっていくようにやっていきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） コロナの影響でいまいち結果が芳しくなかったという形ですか。その辺はどうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 移住者の数に関しては、議員が数を把握しているかどうか、私分かりませんが、町とすれば、震災以降効果は出てきていると、それから移住する方々に対しての様々な支援についても、これまで予算を立ててまいりましたので、今後もきちっとそういったことを予算取って、移住しやすいような環境づくりに努めていきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。では、この新しい魅力ある政策というのは、今決まっているものとか、そういった方針があればお教えいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 現在、想定、計画しているものなのですが、県内で例えばですけれども、結婚した方々のところに松島の移住定住のご案内を差し上げるときとか、あとは首都圏においても松島町での子育ての取組について、現在いろいろ説明させていただいてございます。PR活動を積極的に行っていきながら、松島の定住につなげていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 結婚したご夫婦にPRというところでもいいとは思いますが、具体的にどういった方法を使って、このプロモーションというか、告知というところを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 少々お待ちください。まず町でつくっております松島暮らしという移住定住のパンフレットに加えまして、これ全国誌なんですけれども、ふるさと回帰フェアで配布されている資料の中に、町の広告のほう、周知させていただいてございます。こちらにSNSのアドレスをつけておりまして、具体的な中身については町のSNSを見てくださいという形で、全国に発信をしている状況でございます。以上です。（「ありがとうございます。今現状……すみません」の声あり）

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 今現状ではその冊子で告知するっていうところだけが今確定してるというところですかね、SNSを使ったりとか、何かそのテレビを使ったりとかというところは今のところは計画ないという形でしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） 既に、こちらも活動しています。SNSもつくって周知もしておりますし、オンラインの受付、移住相談を行ってございます。実際に町に首都圏から、松島ってどんなところ。お子様連れで土日かけて見に来られた方は、うちの職員が土日、付きっきりで町の案内ですとか、空き家の情報等も周知しているところでございます。既に取組んでいる内容でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） いろいろとやっていたらというの承知したんですが、この来年度の予算の施政方針の中で書いてあるその新しい魅力、新しい魅力あるというところで書いていますので、この新しいといった部分はこういった、今やっているものであれば引き続きになってくるので違うとは思いますが、何か新しいものをやるのかというところをお聞かせいただければ。

○議長（色川晴夫君） 佐々木課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず、こちらにつきましては新しいことをちょっとまずやってみようかなということで、昨年9月に宮城県で結婚相談のサイトをつくりました。こちら、システムをつくりましたので、町も積極的に周知を行って、県を挙げて町を挙げて、結婚相談、本気を出していきましょうということで、県でも村井知事のほうで説明していますので、それに町も一緒に取り組んでいって町民の周知をしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） いろいろとやっていくというところで、米川議員の質疑でもありましたけれども、過疎地域と指定されるというところで、私は一般質問で人口減少対策について伺ったりとかというところが、人口減少というのはどうしても進んで全国的にもありますが、町内でも進んでいるというところがありますので、移住定住促進というところに関しては早急に対応していく必要があるのかなと思いますので、お互い協力してできたらと思います。

では、続いて行かせていただきます。続いてなんですけど、施政方針の中ではちょっと触れられていなかったと思うんですが、すみません、町公共施設など総合管理計画における集会施設の廃止について、令和3年度第3回の定例会における答弁では、廃止を提案した集会施設が10施設で、2か所は廃止しても構わないという考えをいただいたということでありましたけれども、しかしあとは何らかの方法で残すことができないかという意見もいただいたというところを、議会だよりで拝見しました。今回は、施政方針ではこの集会施設の廃止について触れられていなかったんですが、その後協議を行っているのか。その結果、令和4年度における施設の廃止はどのように進めようとしているのかというところを、お聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、廃止という言葉ですけども、ありましたけれども、今お話しの中の指定管理制度の指定管理契約、各区というか、地区であっても令和4年度末、ですか

ら5年3月31日までの契約期間でありますので、4年度での事業としてはないと、廃止というのではないと。ただ、協議はいろいろ進めていくわけであります。その5年度以降、もし廃止という形になれば、条例も集会施設というものありますのでその改正もしていったら、5年度以降に廃止となったところについて取扱い。解体するのか、地域で管理していくのか、いろいろ形はあるかと思えます。それに伴って、出た方向で条例の改正も併せてしていくという形になります。また、継続するところについては、改めて5年度以降に指定管理を継続していくという形になっていくかと思えます。

ですから、4年度での廃止という具体的なことは、4年度までの契約がありますのでそこは今のままで継続という形になります。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。では、4年度は廃止はないけれども、協議は引き続き続けていって5年度にどうなるかというところで、間違いございませんか、その認識は。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 改めて同じ回答になるかもしれませんが、今各地域とその集会施設等についてお話を進めた中で、例えば廃止でもよろしいですよという形になった場合については、4年度末までは継続し、5年度以降にその取扱い。解体するのか、地域で継続するかによって、そのことが継続して動いていくという形になります。同じ答弁になって申し訳ありませんが、そういう形になります。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 協議がしっかり行われているというのであれば安心でございます。地域の方々が納得できるような、計画的に進めていただければと思います。

では、最後1問だけです。

○議長（色川晴夫君） 最後ですか。

○1番（菅野隆二君） はい。どうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） じゃあ、このまま続行します。

○1番（菅野隆二君） では、これが最後になるんですが、こちら私の地元でもあります品井沼地区地区計画について質問させていただきます。変更決定というのを行って3年弱ぐらいだと思います。令和3年度は、関連予算として約200万円を計上していますが、正直住民の目には進捗が見えていないというご意見も、多くもらっております。町は7つの駅を生かして活性化に結びつける考えを持っているということなんですが、北部地区の拠点である品井沼駅

周辺の活気はちょっと失われてきているかなというところを感じております。松島全体でも少子化や高齢化が急激に進む現状で、品井沼地区地区計画を急いで進めなければ、さらに活気が失われてしまうのではないかと。また、計画変更が無駄になってしまうんじゃないかというところの危機感を感じています。そうすると、ほかの地域の計画にも悪影響を及ぼすことになるのではないかとというところを考えております。この辺の品井沼地区地区計画の現状を、町としてどういう形で今見ているかというところをお答えいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 確かに、令和2年度から、実際は予算化して行ったわけですが、2年度は調査、3年度は、補償、用地買収と補償ということで、どうしてもなかなか目に見える形で現場は入っていなかったのも、多分そういうことかと思えます。あわせて、事業費も200万円等で、ですから我々の財政的に許される範囲で進んでおりますので、そういう面でも地域に見えなかったのかもしれませんが、今みたいなお話になったのかなと思えます。

ただ、今度4年度、今後予算でも審議、内容は審議していただくんですけど、4年度では今度目に見える形で、額は大きく変わりませんが、今度は用地買収補償で地権者の同意を得られましたので、町の土地にもなってきましたので補償として構造物体をセットしていくと。工事をしていくと、舗装をやっていくという形になって、形として現場に今度見えてきて、4メートル、建築基準法とか建物に支障ない4メートルというのは確保できるようになって目に見えていくかと思えますので、そういう意味では少しは目に見える形になっていくのではないかなと。あわせましたら、それが順次終わったらまた次のエリア、次のエリアというふうに、順次進めてまいりたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 目に見えてくるということでちょっと安心しました。また、3年度が約200万円で4年度も大体同額ぐらいのという予算で確保していくというところなんですけど、これ例えば年200万円という今後も続くというところを仮定していくと、何年ぐらいで完了というか、そういったのを見込んでいるのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） この辺は大変難しいところで、短い期間であれば、事業費は大体総額で7,000万円、8,000万円。今、見ていると8,000万弱なんですけれども、年度がたつと事業費と上がるというか、1億円ぐらいになっていくかもしれませんが、短時間であれば早く終わるかもしれませんが、大体今のあのエリアで考えて、松島の今の状況を考えて

いくと、5年から10年の間で1つの今のエリアを整備していきたいなというふうに考えております。ちょっと幅を持たせて、5年から10年という話をさせていただきました。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 5年から10年、8,000万というのは、今までこう使った分も含めてというところですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） あそこの最初の、今のエリアの計画エリアの全体で見えていますので、大体8,000万円ぐらいで、今言われたように計上しております。そこで、4年度の予算編成で例えば200万円として、まだ1,000万投資していないわけですので、そういう面で全体での8,000万円。ただ、これから行くところ、整備しようとするところは、途中でなかなか切りづらい、手を掛けたらすばっと行かなくちゃいけないところもありますので、事業費は多少変わっていくのではないかなというふうに思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） そうなると7,000万円ぐらいで年間200万円ぐらいとかとなると、20年弱、単純計算でかかるのかなと思っちゃったんですが、そういったものとはちょっと違うんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 単純計算しますと、さっき5年から10年とお話ししましたので、残りやっぱり10年と言えば、500万円あれば大体5,000万円となってきます。ただ年度、年度で、これからの町の予算的なこともあります。やるときの、何をどのエリアをどうするか、途中で切ることができない場合も、多少これから出てくるだろうと現場で見えています。そういう面で事業費の、今年は200万円ですけれども、来年600万円とか、そういう変動でいくような整備手法になっていくのではないかなと。金の投資がちょっとこれからかかる場所が多く出てくるかなというふうに見ております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） 予算の都合なので、なかなか難しいところはあるとは思いますが、となると今後は、予算が増えていく見込みではあるということですか、来年度、再来年度以降というところは。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） そこは今の段階で、来年度は一応予算200万円前後でやっています。

それ以降については、また、約束というか、事業の進捗状況を見るとお金は多少、少し、必要とする箇所が多く出てきますので、そういう面では増える可能性はあるだろうと、単年度に。ただ、そのときそういう用地買収だけだとすれば、限られたエリアでは少ないですけども、工事として工事費がかさむ場所も、途中で切るわけにいかない場合も大抵多く出てくるような気がしますので、そこは年次、年次の計画で対応させていただきたいと思っております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） すみません、同じことになるかもしれないんですが、5年から10年で10年と、こう見たとしても残り7,000万円と10年という長めで考えるのであれば、600万円から700万円という予算がつく見込みでお答えいただいたのかなというところあるんですが、そこはまた別ですよというところなんですか。

○議長（色川晴夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 地域の面的整備するとき、大体全体事業費で7,000万8,000万と全体的に見ているわけです。それを事業費として大体こう見た場合に、単年度でどれだけ町として、これ単独費とか何か、単費ですのでどれだけ投資できるかという1つの目安も頭に入れながら、大体5年から10年という幅で説明させていただいています。割と、言葉は変ですけども、無責任な期間になっているかもしれませんが、我々としては予算の範囲あるいは地域の現場条件に合わせて、その辺は投資したり事業費をアップしたりして対応していきたいと考えております。

○議長（色川晴夫君） 菅野議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。予算の都合があるのは本当に重々承知なんですが、できるだけ急いで進めていくよう要望をしまして、私の質疑は以上になりますので、ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） ご苦労さまでございました。お諮りいたします。総括質疑は、継続中でございますが、本日の会議を閉じ、8日に延会をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

以上をもって本日の会議を閉じ、延会といたします。再開は、3月8日午前10時です。皆様、大変ご苦労さまでございました。

午後4時10分 散会